

入札契約改善推進事業報告会

日 時：令和4年3月24日（木）15時00分～16時30分

場 所：WEB配信（ZOOM）

議 事 次 第

開会挨拶

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 入札契約改善推進事業について | 資料1 |
| 2. 令和3年度事業の取組結果 | |
| ・岡山県における取組事例の紹介（国交省、岡山県） | 資料2 |
| ・奈良県葛城市における取組事例の紹介（国交省、葛城市） | 資料3 |
| 3. 令和4年度事業について | 資料4 |
| 4. 入札契約適正化に係る相談窓口 | 資料5 |

入札契約改善推進事業について

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和4年3月24日

1 モデル事業の取組み背景

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(国道443号寺泊(益城町)) (県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業の課題

【1. 建設業の働き方改革の促進】 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【2. 建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

【3. 持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 - 社会保険の加入を許可要件化 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 - 経営管理責任者に関する規制を合理化 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

- 入札契約適正化法と品確法に基づき、適正化指針に従って措置を講ずるよう要請
- 特に、次の事項については、市区町村の取組改善を進める

適正な予定価格の設定

- 法定福利費の適切な計上、内訳明示の推進
- 適切な設計変更
- 歩切りの根絶
- 積算内訳（工事設計書）の適時公表
- 参考見積等による単価設定時の妥当性確認
（不適切な乗率等の撤廃）

ダンピング対策

- ダンピング対策の導入、算定式の見直し
- 調査の適切な実施、失格基準の導入・引上げ
- 調査基準価格を下回る際の履行確保措置
 - （か）監督・検査の強化
 - （き）技術者の増員
 - （く）下請業者への構成・透明（クリア）な支払の確認
 - （け）契約保証額の引上げ等
 - （こ）工事請負契約に係る指名停止措置の強化

施工時期の平準化

- 施工時期の平準化に向けた取組
 - （さ）債務負担行為の活用（工期1年未満、ゼロ債務）
 - （し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）
 - （す）速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）
 - （せ）積算の前倒し
 - （そ）早期執行のための目標設定・公表

施工に必要な工期の確保

- 週休2日の促進

多様な入札契約方式

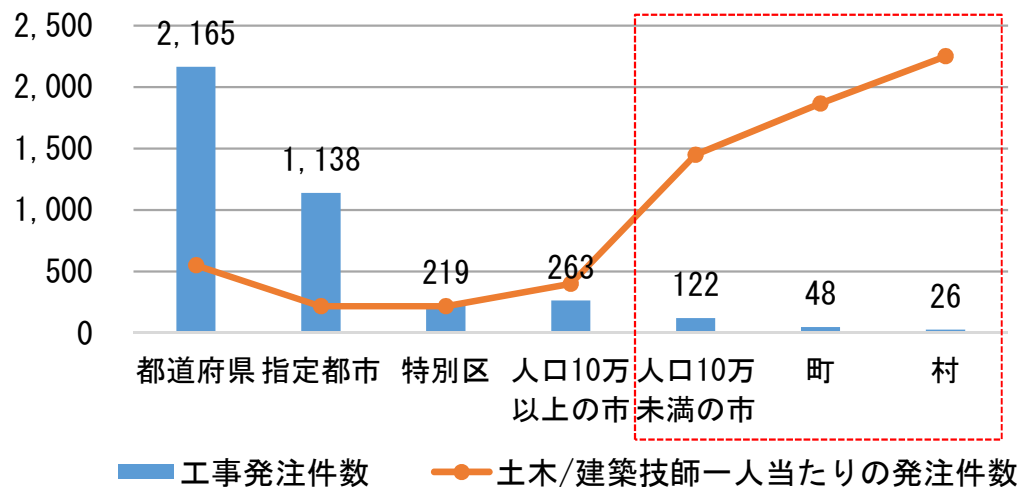
- 総合評価落札方式の適切な活用
- CM方式の活用

技能労働者の育成

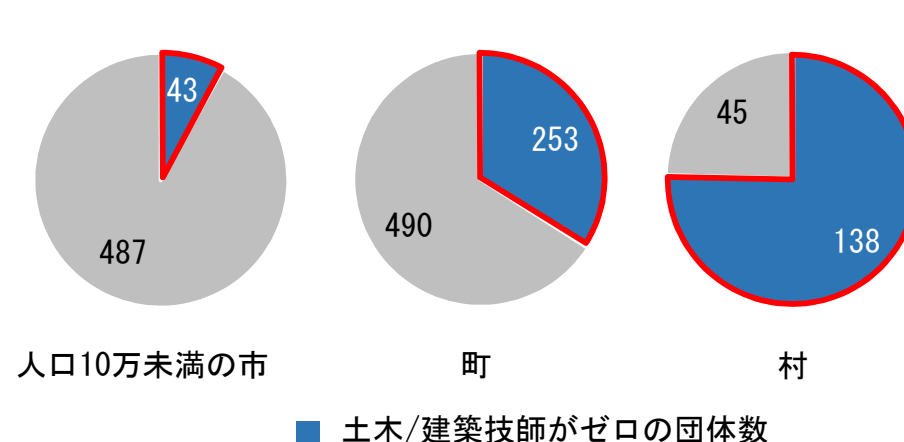
- 建設キャリアアップシステムの活用推進
- 社会保険等未加入業者の排除

○地域公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、職員の体制上の制約もあり、都道府県等比べて事務負担が大きく、入札契約適正化の取組が遅れている傾向があります。

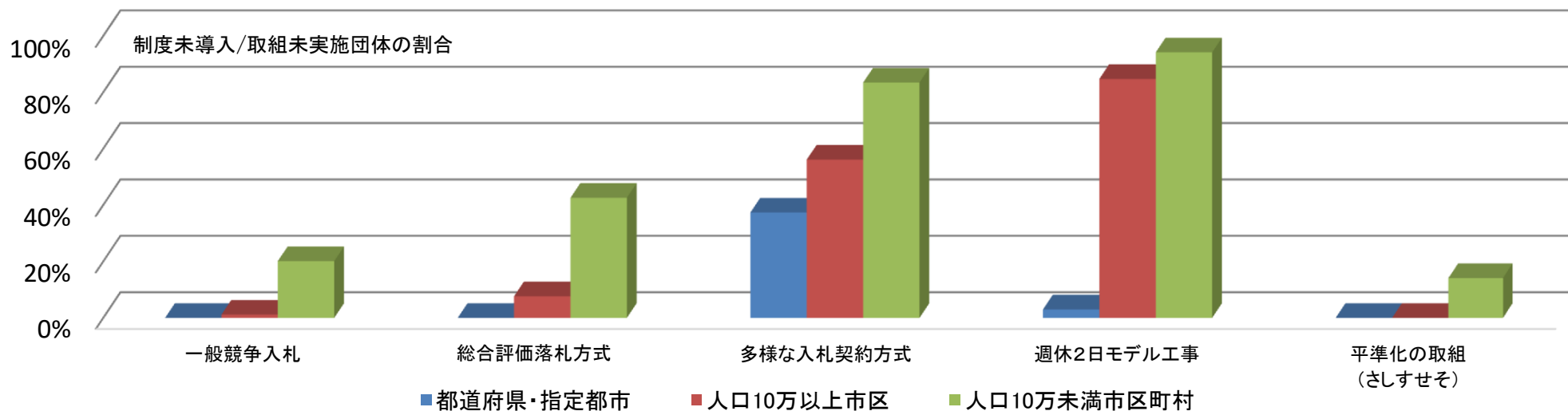
地域公共発注者の職員には著しく大きな負担が発生



土木/建築技師がゼロの自治体が多数存在



「担い手3法」に基づく取組は特に地域公共発注者で遅れ



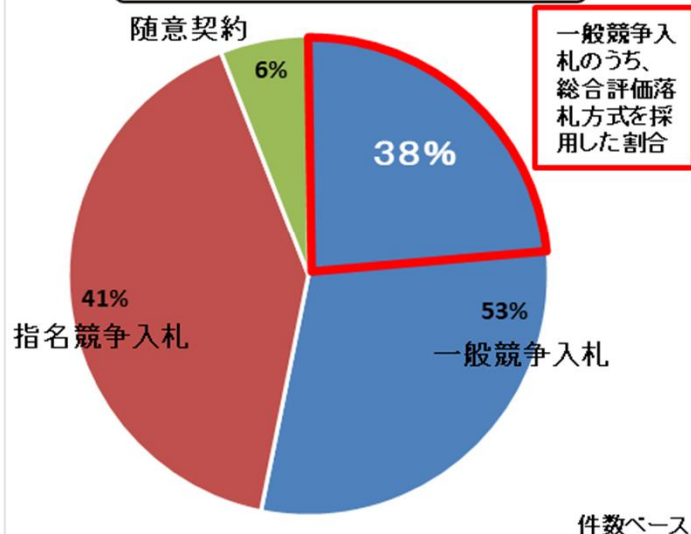
地方公共団体における入札契約方式の選定状況

- 10万未満市区町村では、一般競争入札の割合が低く、随意契約の割合が高い。
- 総合評価落札方式の採用割合は、行政規模が大きくなるにつれて高くなる傾向。
- 価格競争方式、総合評価落札方式以外の落札者の選定方法は、増加傾向ではあるが、依然低い水準。

競争参加者の設定方法

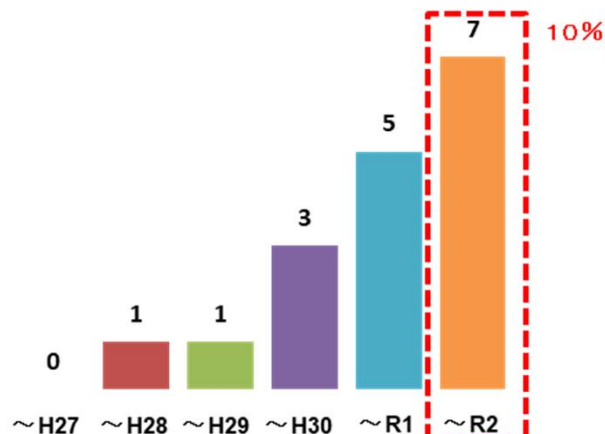
落札者の選定方法

都道府県・指定都市

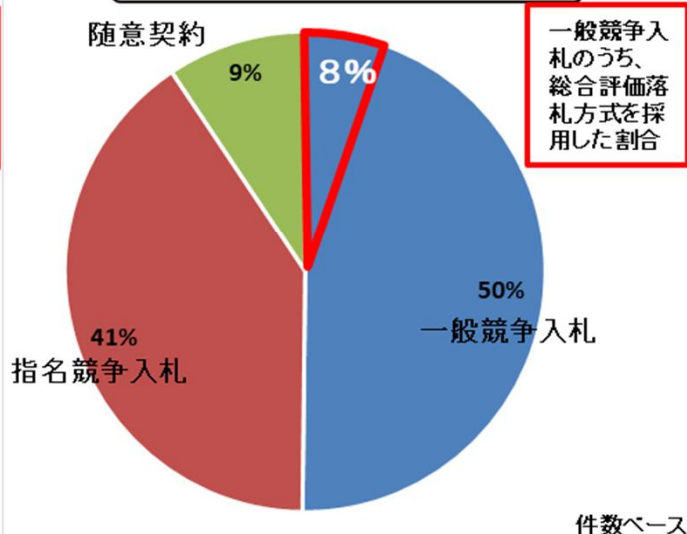


技術提案・交渉方式の活用状況

N=67

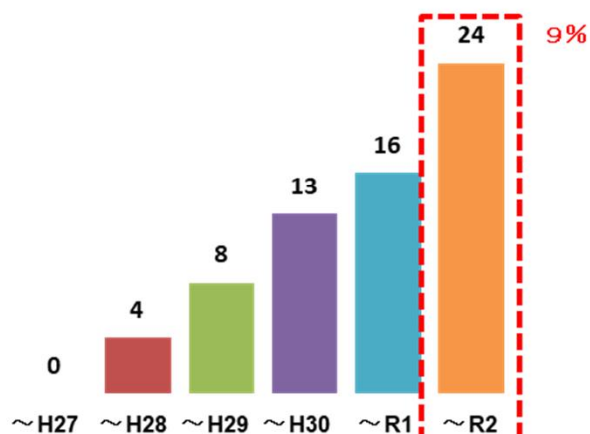


10万以上市区

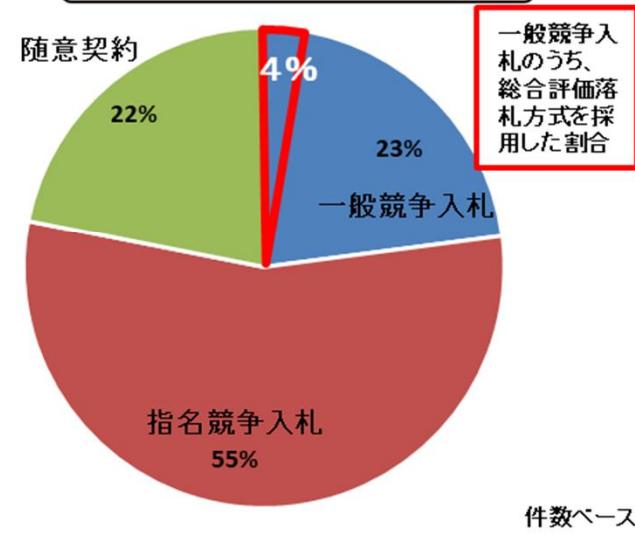


技術提案・交渉方式の活用状況

N=262

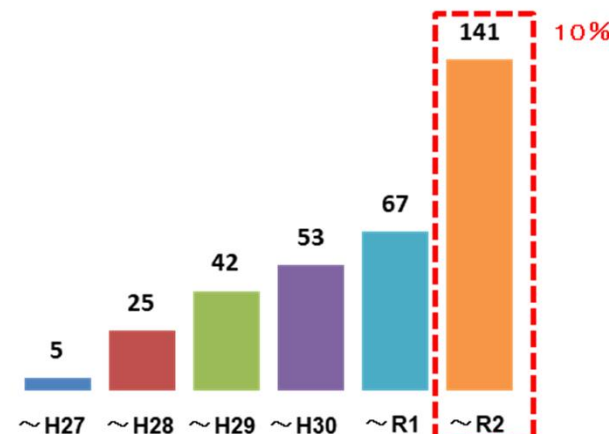


10万未満市区町村



技術提案・交渉方式の活用状況

N=1,459



2 モデル事業の概要

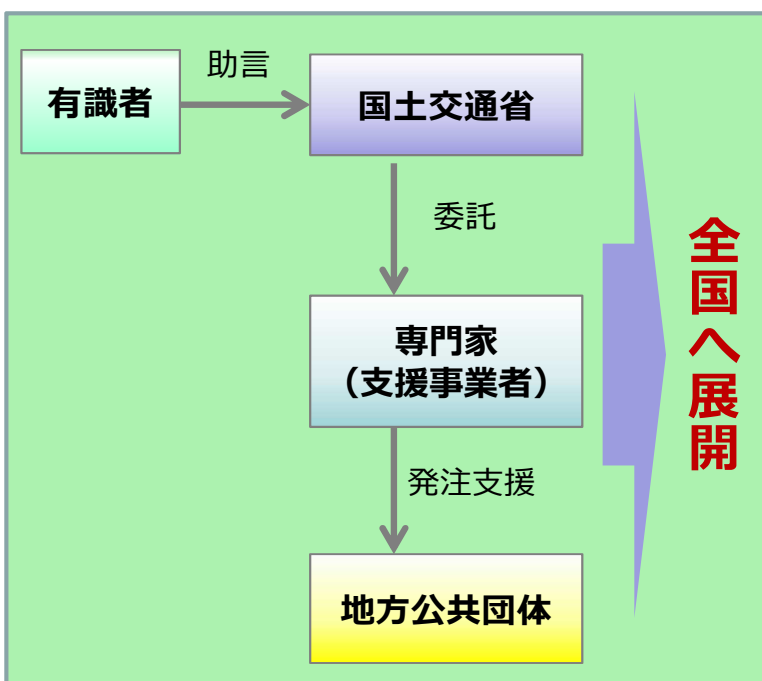
事業の目的

- 発注者である地方公共団体における入札契約制度の改善、多様な入札契約方式の導入を支援
- 取組モデルを形成し、成果を他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、入札契約制度の改善、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体から対象を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 有識者による助言を得ながら対象団体を支援し、得られた知見や事業推進体制を類型化し、全国へ展開

事業の運営フロー



支援事業の例

① 入札契約適正化の取組みの推進

- ・施工時期平準化、ダンピング対策、一般競争・総合評価落札方式の導入など

② 地域維持工事の発注方式の工夫

- ・包括発注、共同受注、事務の共同化など

③ 担い手確保に関する入札契約方式の工夫

- ・処遇改善に繋がる取組を評価するモデル工事など

④ 多様な入札方式の導入

- ・設計・施工一括発注方式、CM方式など

年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM 方式	その他
			分離		一括方式			
			一	技術 協力	DB	D+B		
H26年度	大仙市（秋田県）	除雪業務						地域維持型方式
	宮城県	除雪業務						地域維持型方式
	相模原市（神奈川県）	下水道管敷設事業			●			総合評価方式（高度技術提案型）
	新城市（愛知県）	新城市庁舎建設事業		●				
	大阪府	施設の軽微な補修事業						補修工事マニュアル、標準仕様
H27年度	水戸市（茨城県）	体育館建設事業		●			●	
	四日市市（三重県）	体育館建設事業		●			●	
	清瀬市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	府中市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	島田市（静岡県）	新病院建設事業	●				●	
H28年度	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設事業				●	●	
	野洲市（滋賀県）	病院建設事業	●					
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設事業	●					
	高松市（香川県）	給食センター建設事業		●				
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設事業	●		●		●	

年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM 方式	その他
			分離		一括方式			
			－	技術 協力	DB	D+B		
H29年度	板橋区（東京都）	小中学校等空調設備 一斉更新事業						維持管理/機器支給/コストオン 方式
	上田市（長野県）	庁舎改修・改築事業		●	●		●	
	桜井市（奈良県）	新庁舎建設事業				●	●	
	徳島県・美波町（徳島県） ※共同申請	大規模災害を想定した 復旧・復興事前検討事業						各段階における入札契約方式の備え
H30年度	愛川町（神奈川県）	施工時期等の平準化検討事業 地域の担い手確保対策検討事業						平準化施策、地域企業育成型発注
	むつ市（青森県）	道路除排雪に係る改善検討事業						－
	四万十市（高知県）	文化複合施設整備事業	●					
	横須賀市（神奈川県）	こども園整備事業	●					
H31年度	調布市（東京都）	施工時期等の平準化事業						平準化の推進
	渋谷区（東京都）	猿樂橋架替えに伴う擁壁等更新事業		●			●	
	四日市（三重県）	近鉄四日市駅周辺等整備事業		●				
R2年度	入善町（富山県）	海洋深層水取水設備整備事業				●	●	
R3年度	岡山県	公共工事入札契約改善勉強会						県内市町村参加による勉強会の開催
	葛城市（奈良県）	入札契約適正化の検討						入札契約適正化全般の改善検討

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000174.html

【2019.3月改訂】

「CM方式」活用イメージ

発注者
発注者の代表者として発注業務を代行する

CMR (Construction Management Representative)

設計者
発注者の代表者として設計業務を代行する

施工者
発注者の代表者として施工業務を代行する

事業名称	岡山県内における 入札契約改善推進事業	奈良県葛城市における 入札契約改善推進事業
対象団体	岡山県内の全市町村 (27団体)	奈良県葛城市
応募時の課題	○県内市町村における入札契約制度の 適正化	○予定価格・最低制限価格の事前公表 くじ引きの常態化 ○工事成績評価の入札への活用 ○入札監視委員会の設置等、入札制度 の改革
事業の ポイント	○団体毎の課題や意欲に差異がある なか、県域全体での改善取組	○対象団体の課題認識、取組意欲が 明確に示されている

岡山県における取組事例の紹介

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和4年3月24日

入札契約改善推進事業の支援フロー

●以下のフローで支援を実施

支援範囲

1 応募事業の概要確認、支援の流れを整理

- 応募時の課題を確認。取組項目と支援の流れを整理

2 岡山県内市町村の現状把握、現状認識の深度化

- 地域の建設業の現状を見える化
- 岡山県内市町村の現状の取組状況を見える化

3 公共工事入札契約改善勉強会 開催支援

- 他団体の事例紹介を盛り込んだ、わかりやすい資料の作成支援
- アンケートによる個別ニーズを反映した資料の作成支援
- 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した勉強会の開催支援

4 改善目標立案の支援

- 改善ロードマップの作成支援（市町村が使いやすいフォーマットの提供）
- 個別打合せの開催支援と資料・情報の提供
- 改善目標の共有（改善目標の見える化）

5 岡山県・県内各市町村による入札契約改善に向けた取り組み

岡山県内における入札契約改善推進事業

1 応募事業の概要確認

応募事業の概要確認、支援の流れを整理

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

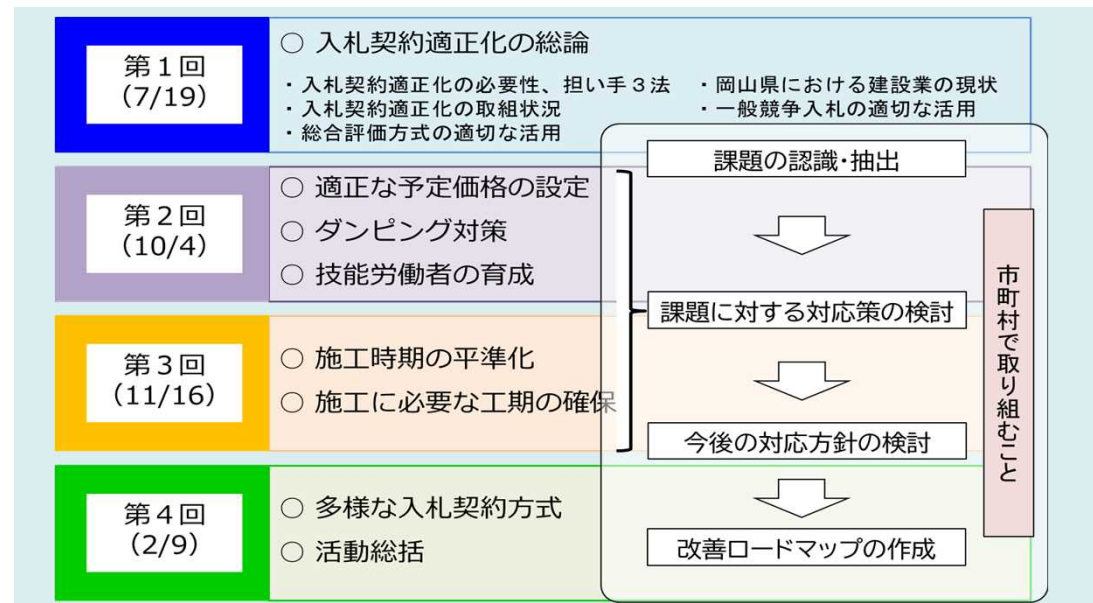
応募事業の概要

事業名称	・岡山県内における入札契約改善推進事業
対象団体	・岡山県内の全市町村(27団体)
応募時の課題	・市町村における入札契約制度の適正化(特にダンピング対策)
支援のポイント	・入札契約適正化の取組に関する情報・ノウハウが不足(個人レベルでの情報蓄積、担当職員への意義浸透が必要) ・団体毎の取組状況、課題や意欲に差異がある(各発注者の体制や地域の実情に応じた取組の検討が必要) ・参加全団体で着実に取組改善を進めるために、改善目標の定量的な把握が必要

重点取組14項目(国であらかじめ設定)

① 一般競争入札の活用	⑧ 設計変更ガイドラインの策定
② 総合評価落札方式の活用	⑨ 法定福利費の適切な計上
③ 低入札価格調査制度(算定式)	⑩ 週休2日モデル工事の実施
④ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑪ 下請による社会保険等未加入業者の排除
⑤ 最低制限価格制度(算定式)	⑫ 第三者機関等の設置
⑥ 最低制限価格制度(公表時期)	⑬ 義務付け事項の実施
⑦ 予定価格の公表時期	⑭ 中間前金払制度の導入

支援の流れ(勉強会を通じた取組改善)



岡山県内における入札契約改善推進事業

2 岡山県内市町村の現状把握、現状認識の深度化

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

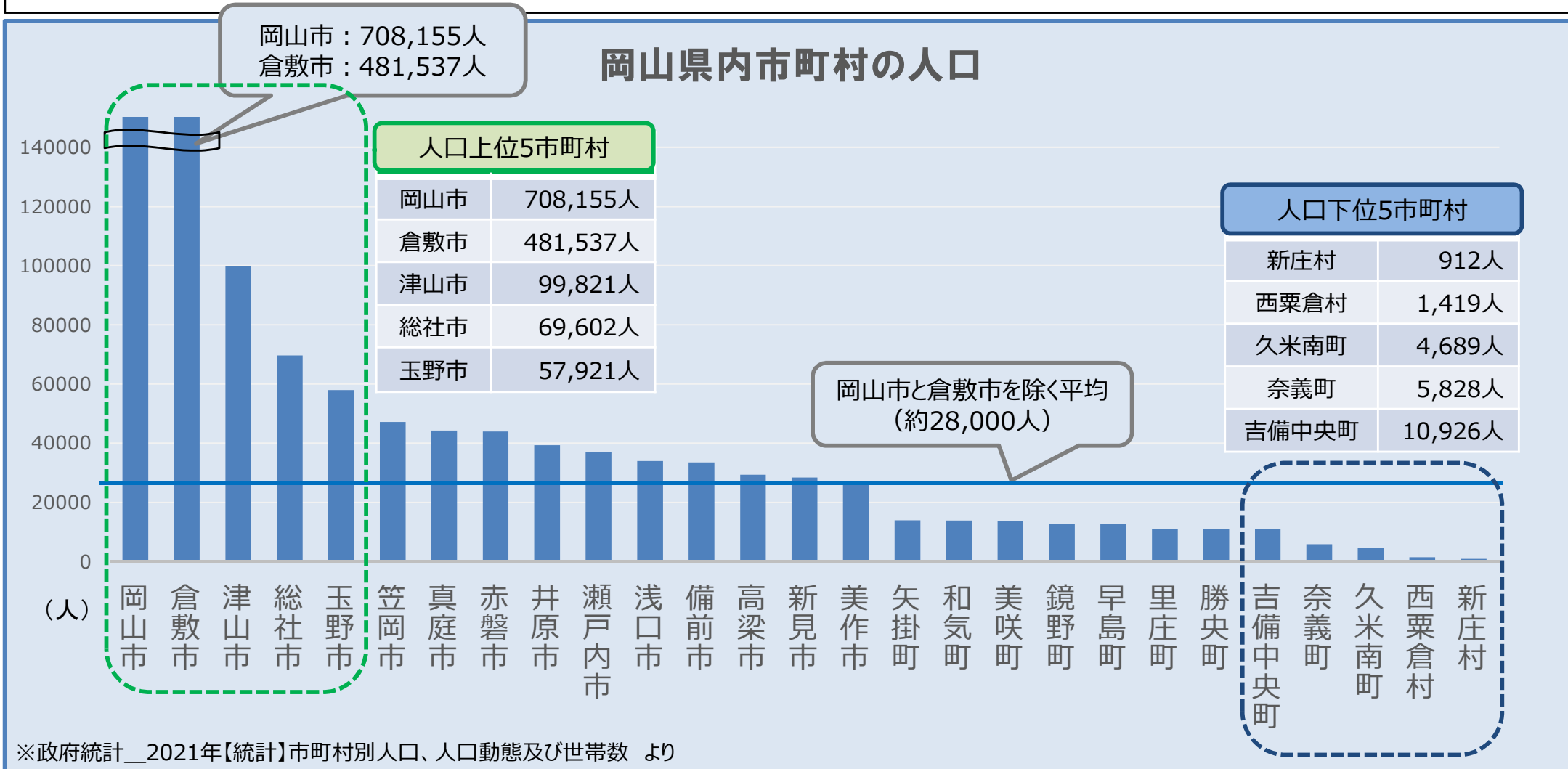
県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

- ・岡山県内の人口は、岡山市と倉敷市で**全体の約63%**を占めている
- ・岡山市と倉敷市を除く市町村平均人口は約28,000人となり、**岡山市の人口の4%程度**



支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

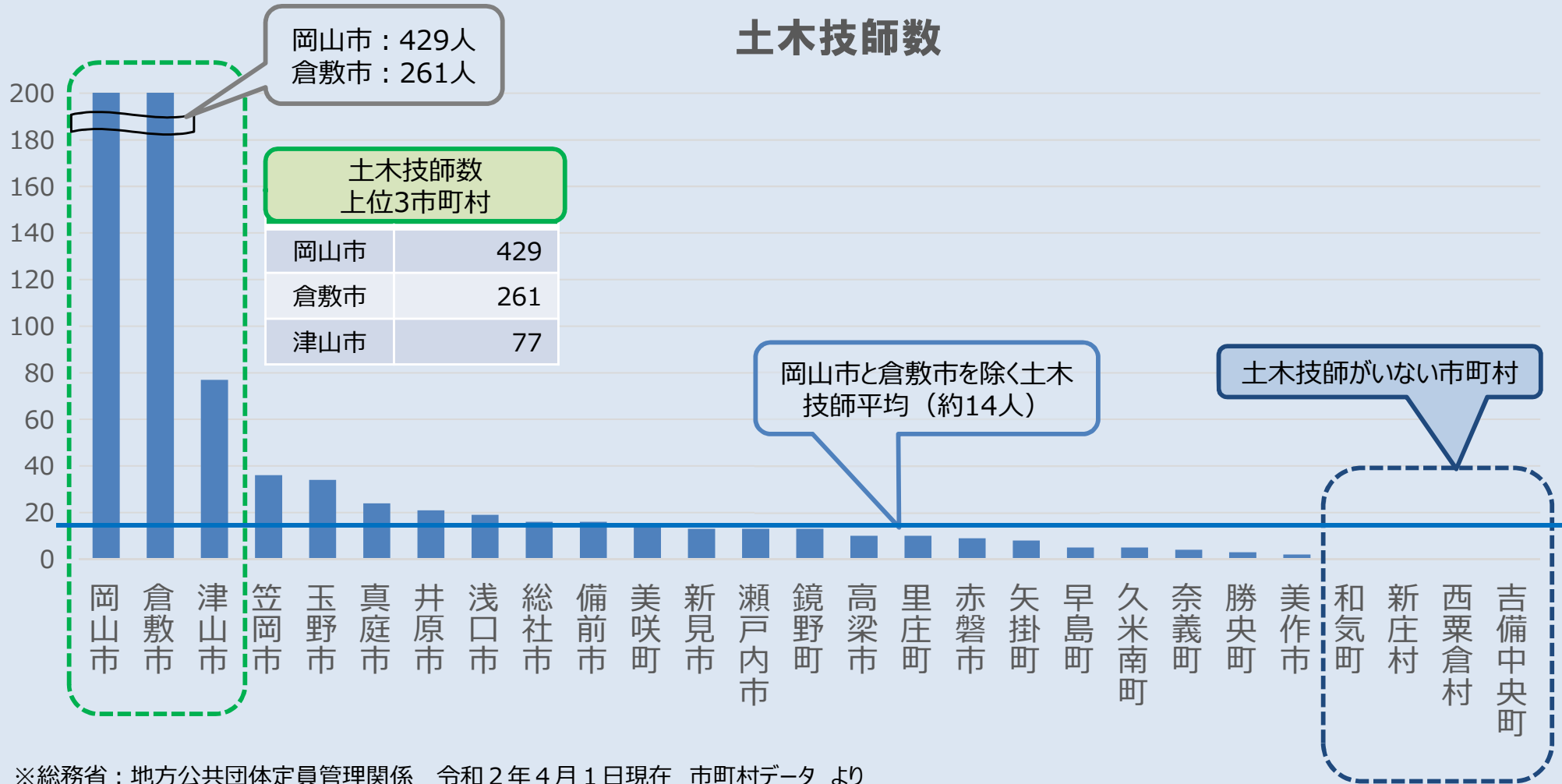
入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

- ・岡山市・倉敷市を除く土木技師数平均は**14人**
- ・土木技師がない市町村は **4団体**

土木技師数



※総務省：地方公共団体定員管理関係__令和2年4月1日現在 市町村データ より

重点14項目の取組状況（本事業開始時点）

要改善項目

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

重点14項目 市町村名	一般競争入札 の活用	総合評価落札 方式の活用	ダンピング対策				予定価格の 公表時期	設計変更 ガイドラインの 策定	法定福利費の 適切な計上	週休2日モデル 工事の実施	下請による社会 保険等 未加入業者の 排除	第三者機関等 の設置	義務付け事項 の実施	中間前金払 制度の導入
			低入札価格調査制度		最低制限価格制度									
			算定式	公表時期	算定式	公表時期								
岡山市	本格導入	試行導入	採用	事後公表	採用	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	実施	実施	2次下請業者 以降も禁止	設置済み	実施済み	導入
倉敷市	本格導入	本格導入	準拠	事前公表	準拠	事後公表	原則事前公表 一部案件で 事後公表	他団体指針準用、 設計変更実施	未実施	検討	1次下請業者 まで禁止	設置していない (未設置)	実施済み	導入
津山市	本格導入	本格導入	最新モデル 以外	事後公表	独自モデル	事後公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	2次下請業者 以降も禁止	設置済み	未実施の項目 がある	導入
玉野市	本格導入	未導入	最新モデル 以外	事後公表	最新モデル 以外	事後公表	原則事前公表一 部案件で事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	実施していない	設置済み	実施済み	未設置
笠岡市	本格導入	試行導入	採用	事後公表	準拠	事後公表	案件により事後公 表及び事前公表を 併用	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	その他	1次下請業者 まで禁止	設置していない (未設置)	実施済み	導入
井原市	本格導入	本格導入	採用	非公表	採用	非公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない (未設置)	実施済み	導入
総社市	本格導入	試行導入	採用	事後公表	採用	事後公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	その他	1次下請業者 まで禁止	設置済み	実施済み	導入
高梁市	本格導入	試行導入	採用	事後公表	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置済み	実施済み	導入
新見市	未導入	未導入	未導入	未導入	非公表	非公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない (未設置)	未実施の項目 がある	導入
備前市	本格導入	試行導入	最新モデル 以外	事後公表	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	2次下請業者 以降も禁止	設置していない (未設置)	実施済み	導入
瀬戸内市	本格導入	未導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	事後公表	案件により事後公 表及び事前公表を 併用	他団体指針準用、 設計変更実施	未実施	実施していない	2次下請業者 以降も禁止	設置していない (未設置)	未実施の項目 がある	導入
赤磐市	本格導入	本格導入	最新モデル 以外	非公表	最新モデル 以外	事後公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない (未設置)	実施済み	導入
真庭市	本格導入	本格導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	監査委員等の既 存の組織を活用	実施済み	導入
美作市	未導入	未導入	採用	事後公表	採用	事後公表	案件により事後公 表及び事前公表を 併用	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	実施していない	設置していない (未設置)	未実施の項目 がある	導入

重点14項目の取組状況（本事業開始時点）

要改善項目

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

重点14項目 市町村名	一般競争入札 の活用	総合評価落札 方式の活用	ダンピング対策				予定価格の 公表時期	設計変更 ガイドラインの 策定	法定福利費の 適切な計上	週休2日モデル 工事の実施	下請による社会 保険等 未加入業者の 排除	第三者機関等 の設置	義務付け事項 の実施	中間前金払 制度の導入
			低入札価格調査制度		最低制限価格制度									
			算定式	公表時期	算定式	公表時期								
浅口市	本格導入	試行導入	採用	事前公表	準拠	事後公表	事前公表又は 非公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	2次下請業者 以降も禁止	設置していない （未設置）	実施済み	導入
和気町	未導入	未導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	非公表	事前公表又は 非公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	実施していない	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
早島町	試行導入	試行導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	実施済み	導入
里庄町	未導入	未導入	未導入	未導入	非公表	事後公表	事後公表	他団体指針準用、 設計変更実施	未実施	実施していない	実施していない	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	未設置
矢掛町	未導入	試行導入	最新モデル 以外	非公表	最新モデル 以外	非公表	事前公表又は 非公表	設計変更未実施	未実施	実施していない	実施していない	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
新庄村	未導入	本格導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	非公表	事後公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
鏡野町	本格導入	本格導入	最新モデル 以外	事前公表	最新モデル 以外	事後公表	事前公表又は 非公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施	2次下請業者 以降も禁止	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
勝央町	本格導入	未導入	未導入	未導入	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
奈義町	本格導入	未導入	非公表	事後公表	非公表	事後公表	事後公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
西粟倉村	試行導入	未導入	非公表	事後公表	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	未実施の項目 がある	導入
久米南町	本格導入	本格導入	非公表	非公表	最新モデル 以外	事後公表	事後公表	指針策定、 設計変更実施	未実施	実施していない	2次下請業者 以降も禁止	監査委員等の既 存の組織を活用	実施済み	導入
美咲町	本格導入	本格導入	採用	事後公表	準拠	事後公表	事後公表	指針未策定、他団 体指針未準用、設 計変更実施	未実施	実施していない	1次下請業者 まで禁止	監査委員等の既 存の組織を活用	実施済み	導入
吉備中央町	本格導入	本格導入	未導入	未導入	準拠	非公表	事後公表	他団体指針準用、 設計変更実施	未実施	実施	1次下請業者 まで禁止	設置していない （未設置）	実施済み	導入

要改善項目数（本事業開始時点）

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

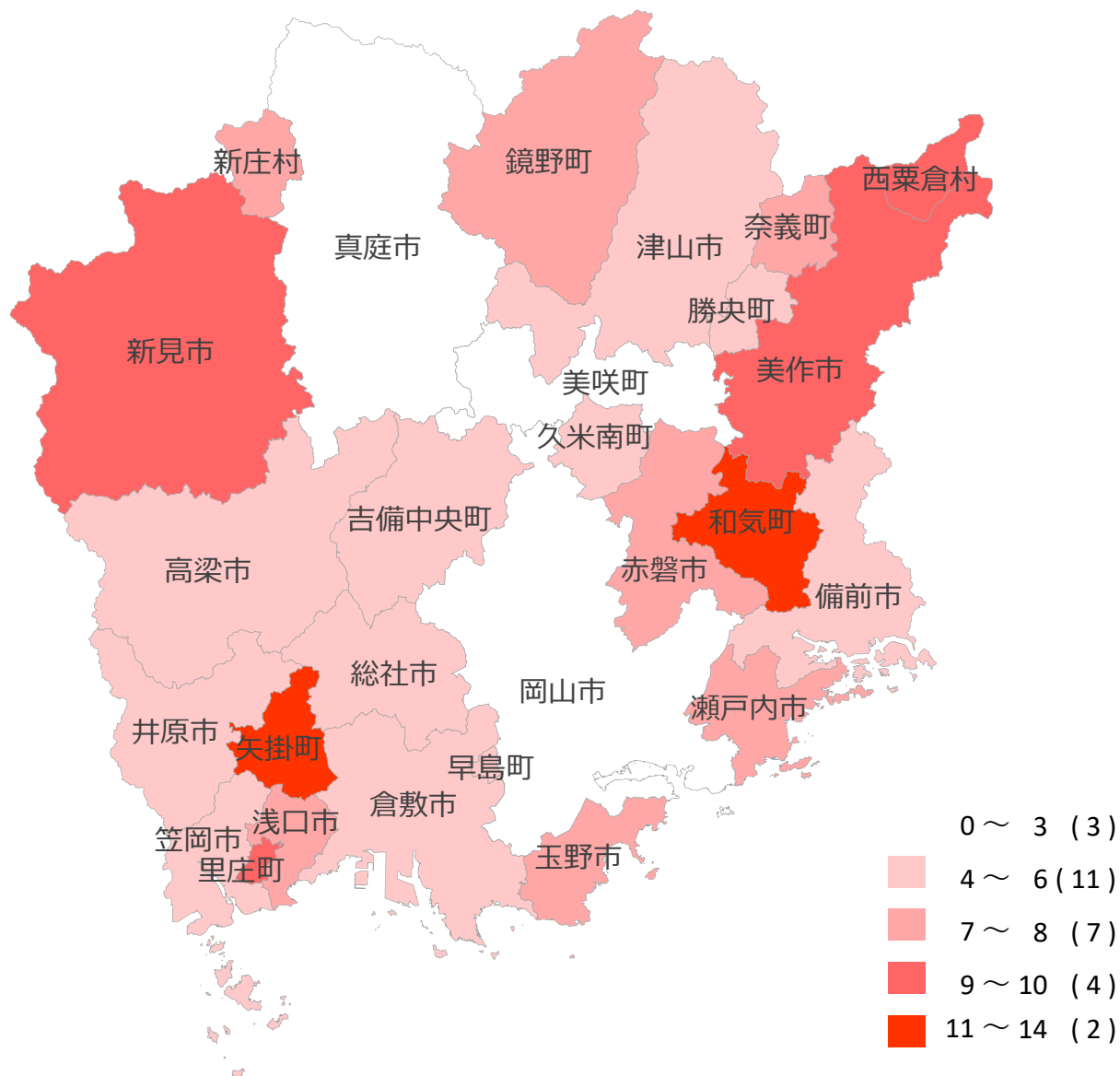
県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

実施率の市町村平均：53%（7.4/14項目）



区分	市町村名	要改善項目数	土木技師数
0～3項目	岡山市	1	429
	真庭市	3	24
	美咲町	3	14
4～6項目	総社市	4	16
	高梁市	4	10
	倉敷市	5	261
	津山市	5	77
	久米南町	5	5
	吉備中央町	5	0
	笠岡市	6	36
	井原市	6	21
	備前市	6	16
	早島町	6	5
	勝央町	6	3
	瀬戸内市	7	13
	赤磐市	7	9
7、8項目	浅口市	7	19
	鏡野町	7	13
	玉野市	8	34
	新庄村	8	0
	奈義町	8	4
	新見市	9	13
	美作市	9	2
9、10項目	西粟倉村	9	0
	里庄町	10	10
	和気町	11	0
11～14項目	矢掛町	13	8

岡山県内における入札契約改善推進事業

3 公共工事入札契約改善勉強会

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

第1回
(7月)

○ 入札契約適正化の総論

- ・入札契約適正化の必要性、担い手3法
- ・岡山県における建設業の現状
- ・入札契約適正化の取組状況
- ・一般競争入札の適切な活用
- ・総合評価方式の適切な活用

収集

勉強会後のアンケートにより、
各市町村の具体的なニーズを把握

第1回アンケート実施

第2回
(10月)

○ 適正な予定価格の設定

- ダumping対策
- 技能労働者の育成

反映

収集

第2回アンケート実施

第3回
(11月)

- 施工時期の平準化
- 施工に必要な工期の確保
- 多様な入札契約方式

反映

収集

改善ロードマップ作成
市町村 個別打合せを実施

第3回アンケート実施

第4回
(2月)

- 多様な入札契約方式
- 活動総括

反映

第4回アンケートにて
事業全体の意見を収集



第1回勉強会：TKP岡山会議室



第2回勉強会：サンピーチ岡山



第3回勉強会：TKP岡山会議室



第4回勉強会：完全リモート開催

中央公契連モデルの算定式の意味

中央公契連モデル

H23.4~

【範囲】
予定価格の
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.80
- ・一般管理費等×0.30

上記の合計額×1.05

H25.16~

【範囲】
予定価格の
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.80
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

H28.4.1~

【範囲】
予定価格の
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

H29.4.1~

【範囲】
予定価格の
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

H31.4.1~

【範囲】
予定価格の
7.5/10~9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

算定式の意味

材料費、労務費等
運搬費、準備費等
現場労働者
に係る費用
会社運営に係る費用

算定式は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、適正に工事を履行
する上で最低限必要な費用（**義務的経費**）の峻別により設定されたもの

この基準額を下回る場合は、**通常であれば適正に工事を履行することができないおそれ**
あることから、**具体的な判断基準**を定め、これを**公表**するとともに**適切に運用**すること。

低入札価格調査の実効性確保

- 低入札価格調査の実効性確保に有効な取組
- より具体的な判断基準の作成・公表
 - 価格による失格基準の導入
 - 特別重点調査制度の導入
 - 施工体制確認型総合評価制度の導入
 - 最低制限価格制度の導入、適用範囲の見直し

県内市町村での低入札価格調査の実施状況

市町村名	調査基準価格を下回った入札の発生率	低入札価格調査による排除率	市町村名	調査基準価格を下回った入札の発生率	低入札価格調査による排除率
岡山市	52%	0%	浅口市	(設定なし)	
倉敷市	88%	0%	和気町	(低入札価格調査未導入)	
津山市	100%	13%	早島町	(低入札価格調査未導入)	
玉野市	13%	0%	里庄町	(低入札価格調査未導入)	
笠岡市	0%	-	矢掛町	0%	-
井原市	6%	0%	新庄村	(低入札価格調査未導入)	
総社市	(設定なし)		鏡野町	(設定なし)	
高梁市	100%	0%	勝央町	(低入札価格調査未導入)	
新見市	(低入札価格調査未導入)		奈義町	(集計不可)	
備前市	(設定なし)		西栗倉村	(設定なし)	
瀬戸内市	(低入札価格調査未導入)		久米南町	(設定なし)	
赤磐市	(設定なし)		美咲町	100%	0%
真庭市	(低入札価格調査未導入)		吉備中央町	(低入札価格調査未導入)	
美作市	0%	-			

(令和元年度実績) 10

施工体制確認型総合評価方式の導入

○ 総合評価方式において、調査基準価格を下回る応札者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させることにより、ダンピングによる品質の低下を排除。

施工体制確認型における評価点の配点（例）

	国交省	岡山県	大分県
調査基準 以上で入札	標準点 100点 加算点 40~60点 施工体制評価点30点~0点※ ※施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める 事情がある場合に限り満点から減点する	標準点 100点 加算点 25~45点 —	標準点 100点 加算点 10~50点 施工体制評価点 15点
調査基準 未満で入札	標準点 100点 加算点 40~60点 施工体制評価点0点~30点※ ※施工体制が確保されると認める事情が具体的に 確認できる場合に限り加点する	標準点 55~75点 加算点 25~45点 —	標準点 100点 加算点 10~50点 施工体制評価点 0点

勉強会資料の紹介（個別質問への回答例）

町、村でも活用できる総合評価落札方式はあるか

■「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」より抜粋（<https://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>）



市町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

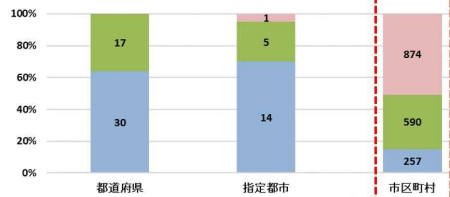
簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画の（ほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの）評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

県外も含めた他団体の取組状況が知りたい

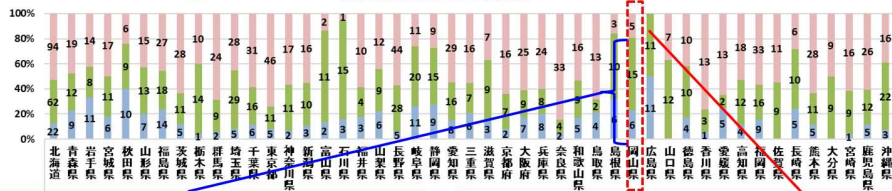
下請における社会保険等未加入業者の排除取組状況

下請における社会保険等未加入業者対策



（岡山県：2次下請以降も契約締結禁止、岡山市：2次下請以降も契約締結禁止）

都道府県別（市区町村数）



【対策済の市区町村】
津山市、備前市、瀬戸内市
瀬戸市、高松市、久米南町
倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、赤松市、高梁市
早島町、新庄町、勝央町、奈義町、西条市、美咲町、吉備中央町

【未実施の市区町村】
玉野市、美作市
和気町、庄原市、矢野町

（注）下請は、「2次下請以降も契約締結禁止」を実施している市区町村。

義務付け事項、努力義務事項の区別と法令根拠が知りたい

入契法

平成12年11月27日法律第127号
最終改正 令和元年6月14日法律第37号

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」
- 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項
- 公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を目的とし、次の措置を講ずる
 - ・情報の公表
 - ・不正行為等に対する措置
 - ・適正な金額での契約の締結等のための措置
 - ・施工体制の適正化の措置
- 適正化指針の整備

入契法施行令

平成13年2月15日政令第34号
最終改正 平成28年12月26日 政令第396号

- 入契法の施行のための細則
- 日本国憲法第73条第6号に基づき内閣が制定する命令
- 特殊法人等の範囲を規定
- 施工体制台帳の作成及び提出（公共工事受注者の義務）
- 施工体制台帳に合致しているか後発 必要な措置（公共工事受注者の義務）
- 情報の公表に関する詳細な内容（義務付け事項）

適正化指針

令和元年10月21日告示第1号
総務省 財務省 国土交通省

- 入契法第17条に基づき定められた指針
- 適正化指針に定める措置が的確に講じらるよう要請（努力義務事項）

適正化の推進

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
令和元年10月21日総行第215号国土入契第26号

- 入契法第20条第2項に基づく要請
- 適正化指針に定める努力義務事項のうち、特に緊急に措置に努めるべき事項
- 適正化指針に定める努力義務事項のうち、継続的に措置に努めるべき事項
- 入契法第7条及び8条の義務付け事項の再掲
- その他の留意事項（公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の育成及び確保）

- ・災害復旧等における入札及び契約の方法（災害時随時・指名の活用）
- ・施工に必要な工期の確保（長時間労働禁止、休憩2日など担い手確保）
- ・施工時期の平準化（財政部局と発注部の連携、取組の見える化）
- ・情報通信技術の活用（監督・検査等に情報通信技術活用、新技術導入）
- ・適正な予定価格の設定（適切な設計書、内訳明示、歩引禁止）
- ・ベンチマークの強化（低入札は最低の適正活用）
- ・適切な契約変更の実施（適切な設計書変更・契約変更、補正明許費活用）
- ・社会保険等未加入業者の排除（社会保険等未加入元受業者との契約禁止）
- ・一般競争入札の適切な活用（適用範囲の適切設定、適切な競争参加条件）
- ・総合評価落札方式の適切な活用（評価項目適切設定、評価結果の公表）
- ・地域維持型契約方式（一括発注、複数年契約、共同受注方式）
- ・低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し（事後公表）
- ・談合等の不正行為に対する発注者の開示の防止の徹底（ペナルティ策定公表）
- ・指名停止措置等の適正な運用の徹底（基準の適宜見直し）
- ・入札及び契約の適正化並びに契約内容の透明性の確保（指名基準策定公表）
- ・不良・不適格業者の排除（建設業許可行政との連携、暴力団排除）
- ・電子入札の導入（競争参加者の利便性向上）
- ・発注者としての体制の充実（CM方式活用、都道府県の市町村改善支援）

多様な入札契約方式について知りたい（参照すべき資料）

■「入札契約適正化の取組状況」（多様な入札契約方式の導入に関する参考資料）

入札契約方式全般

- 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン/本編/事例集（2015年5月）
<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatsukeiyakugaido.html>
- 地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル（2007年5月）
<https://www.mlit.go.jp/common/000020270.pdf>
- 「多様な入札契約方式モデル事業リーフレット」/事例集第2版（2018年6月）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000174.html

技術提案・交渉方式

- 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン（2020年1月改正）
https://www.mlit.go.jp/tec/content/ed/guide_202001.pdf

設計・施工一括発注方式

- 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）（2009年3月）
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file1504.pdf>
- 設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン（案）（2011年9月 平成23年度第4回国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会より）
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file780.pdf>

災害復旧

- 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（2017年7月）
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_08_000434.html
- 地方公共団体における復旧・復興事業の取組事例集（2017年）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000164.html

総合評価方式

- 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（2016年4月改正）
<https://www.mlit.go.jp/common/001068241.pdf>
- 地方公共団体向け総合評価実施マニュアル（2008年3月）
<https://www.mlit.go.jp/tec/PPPgaido.html>
- 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル/事例集（2020年7月）
https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_sougou.html

CM方式

- CM活用事例集-知にいがたが見る28選-（2021年6月）
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001410210.pdf>
- 地方公共団体におけるCM方式活用ガイドライン（2020年9月）
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001362396.pdf>
- 地方公共団体におけるCM方式活用事例集（2016年6月）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000119.html

事業促進PPP

- 国土交通省直轄事業促進PPPに関するガイドライン（2019年3月）
<https://www.mlit.go.jp/tec/PPPgaido.html>

建設コンサルタント業務

- 建設コンサルタント業務等におけるアロー方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（2019年3月一部改定）
<https://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

- 国土交通省、岡山県が中心となり、岡山県内の市町村とWeb会議による個別打合せを開催
- 主な打合せ内容は、「市町村作成のロードマップ」及び「入札契約適正化の取組状況（義務付け事項）」について
- 市町村ごとに取組状況をヒアリングし、改善項目の優先順位を確認

ロードマップのフォーマット提供

各市町村でロードマップを作成

各市町村と個別打合せ

- ・取組状況をヒアリングし、改善項目の優先順位を確認
- ・他団体の事例紹介などの資料や情報を提供
- ・改善項目内容の質疑応答

個別打合せを反映し、
各市町村でロードマップを修正

■市町村からの主な意見

- ・低入札価格調査制度（算定式）、最低制限価格制度（算定式）、中間前払い制度の導入について、**岡山県内の他市の状況や規則などを知りたい。**
- ・週休2日モデル工事は**建設課、工事担当**とも**協議が必要**なため進んでいない。
- ・**法定福利費の適切な計上**は、前向きに取り組みたいが、実際どうしていけばよいかわからない。
- ・発注時期は、**積雪、地元協議、稲刈り、田植え、漁業**などもあり調整して設定をしている。平準化をするために**発注時期を設定することは難しい。**
- ・個別打合せのように、**意見交換ができる機会を増やして**頂けると有難い。
- ・低入札価格調査制度は**計算式がなく、いままでの落札率を考慮して任意に**設定している。
- ・総合評価を**採用する基準がない**。工事規模から庁内で検討して決めている。
- ・低入札価格調査制度、最低制限価格制度は導入しているが、**独自の算定式を使用**しており公表もしていない。

改善ロードマップ作成

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

市町村が使いやすいフォーマットを提供

改善ロードマップの作成

重点取組 14項目

(記入前)

対応時期の記入は4色で表現

実施時期

実施済みを反映
27団体ごとのフォーマットを提供

- データ形式は、通常業務で使われているExcelを採用
- 全市町村共通フォーマットを使用

改善ロードマップの作成

具体的な記入例（基本編と応用編を提示）

改善ロードマップ フォーマット

(記入例)

基本編

改善ロードマップの作成

改善ロードマップ フォーマット

応用編

市町村の通常業務を優先した個別打合せ日程調整

改善ロードマップ 個別打合せ日程表							
令和3年12月							
日	月	火	水	木	金	土	
12/5	6	7	8	9	10	11	
10:30						3者打合せ	
13:30	玉野市 ○○						
15:00							
12	13	14	15	16	17	18	
10:30	笠岡市 ○○						
13:30	美咲町 ○○						
15:00							
19	20	21	22	23	24	25	
10:30	岡山県×	笠岡市 ○○	吉備中央市	総社市 ○○	新見市 ○○		
13:30	津山市 ○○	早島町 ○○	3者打合せ	矢掛町 ○○	矢掛町 ○○		
15:00		里庄町 ○○		美作市 ○○			
26	27	28	29	30	31		
10:30							
13:30	備前市 ○○						
15:00	真庭市 ○○						

アンケート形式で候補日を確認

- 開催方法はオンライン（勉強会と同じZOOMを使用）
- 市町村出席者は実務担当者とし国・県も出席者を限定（少人数による対応）

議事概要の作成による情報整理

議事概要の作成による情報整理

議事概要の作成による情報整理

議事概要の作成による情報整理

近隣、同規模の自治体を提供

岡山県内における入札契約改善推進事業

4 改善目標立案

入札契約改善に向けた取組目標(実施率の市町村平均)

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

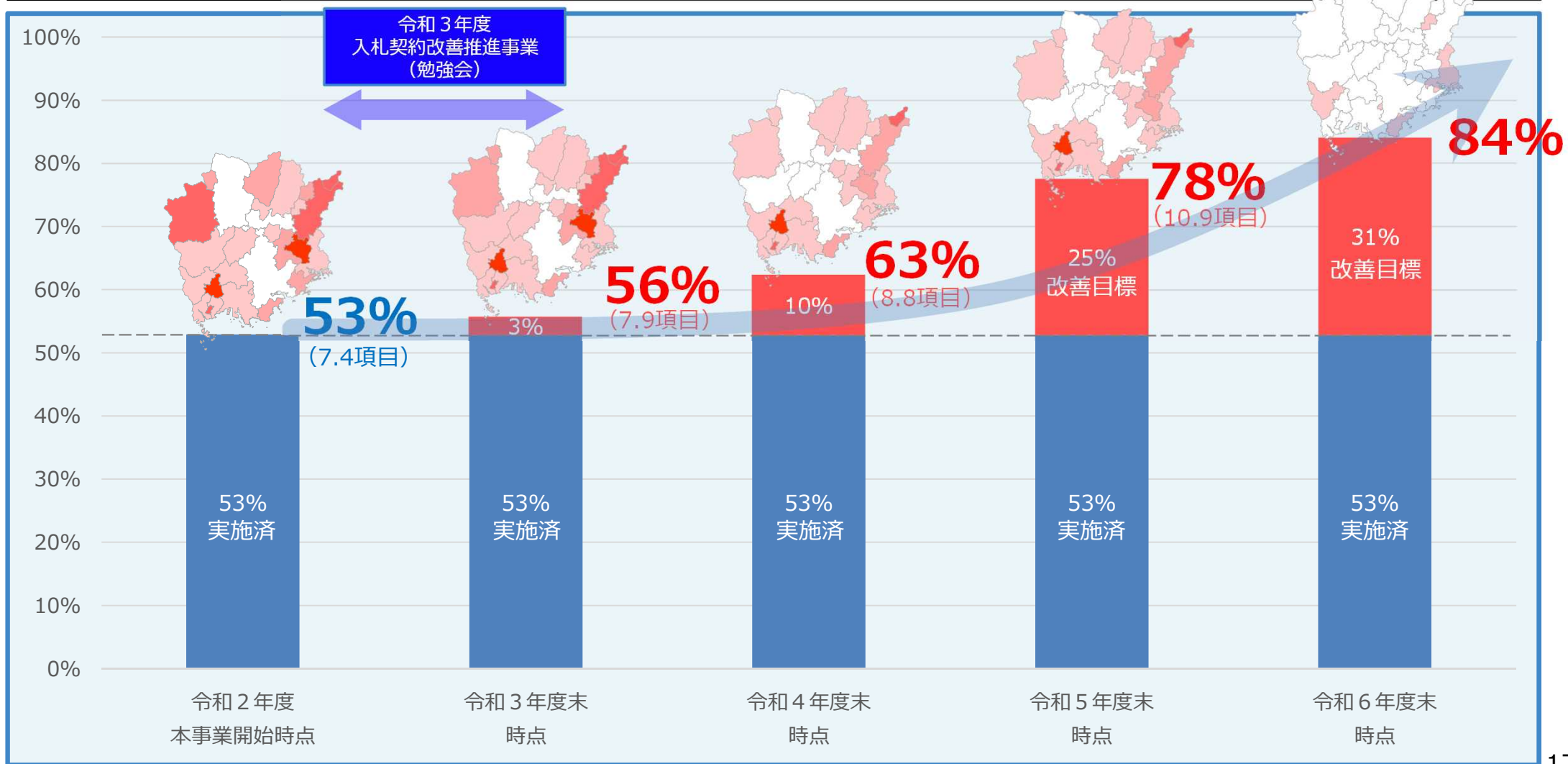
改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

重点取組14項目について、

○本事業開始時点では、市町村平均で**約5割**の項目を実施済

○令和6年度末時点では、市町村平均で**約8割の実施率が目標**



入札契約改善に向けた取組目標(実施項目数の市町村平均)

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

入札契約改善勉強会

改善目標立案

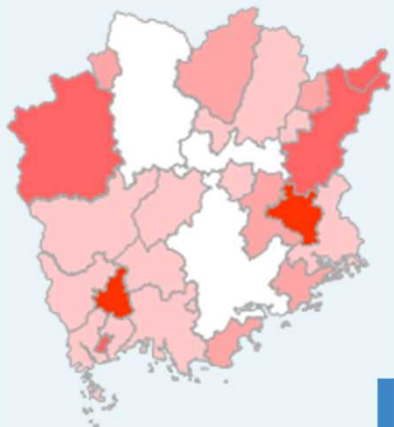
各市町村による入札契約改善の
取り組み

重点取組14項目について、

○本事業開始時点では、実施項目数の市町村平均が**約7項目**

○令和6年度末時点では、市町村平均で**約12項目の実施が目標**

令和2年度
本事業開始時点

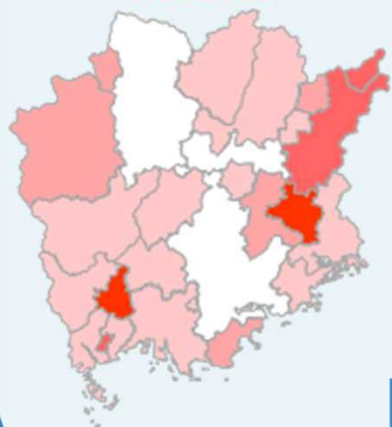


7.4/14項目

要改善項目:6.6項目
(市町村平均)

0 ~ 3	(3)
4 ~ 6	(12)
7 ~ 8	(6)
9 ~ 10	(4)
11 ~ 14	(2)

令和3年度末時点
改善目標



7.9/14項目 目標

要改善項目:6.1項目
(市町村平均)

0 ~ 3	(3)
4 ~ 6	(14)
7 ~ 8	(5)
9 ~ 10	(3)
11 ~ 14	(2)

令和4年度末時点
改善目標

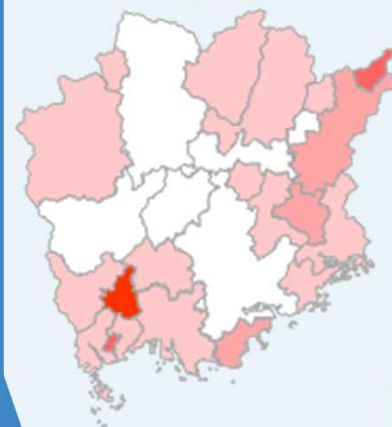


8.8/14項目 目標

要改善項目:5.2項目
(市町村平均)

0 ~ 3	(7)
4 ~ 6	(14)
7 ~ 8	(3)
9 ~ 10	(2)
11 ~ 14	(1)

令和5年度末時点
改善目標



10.9/14項目 目標

要改善項目:3.1項目
(市町村平均)

0 ~ 3	(17)
4 ~ 6	(9)
7 ~ 8	(0)
9 ~ 10	(1)
11 ~ 14	(0)

令和6年度末時点
改善目標



11.8/14項目 目標

要改善項目:2.2項目
(市町村平均)

0 ~ 3	(22)
4 ~ 6	(5)
7 ~ 8	(0)
9 ~ 10	(0)
11 ~ 14	(0)

岡山県内における入札契約改善推進事業

5 岡山県・各市町村による入札契約改善の取り組み

今後の取組に向けて（岡山県内 市町村）

支援フロー

応募事業の概要確認
支援の流れを整理

県内市町村の現状把握、
現状認識の深度化

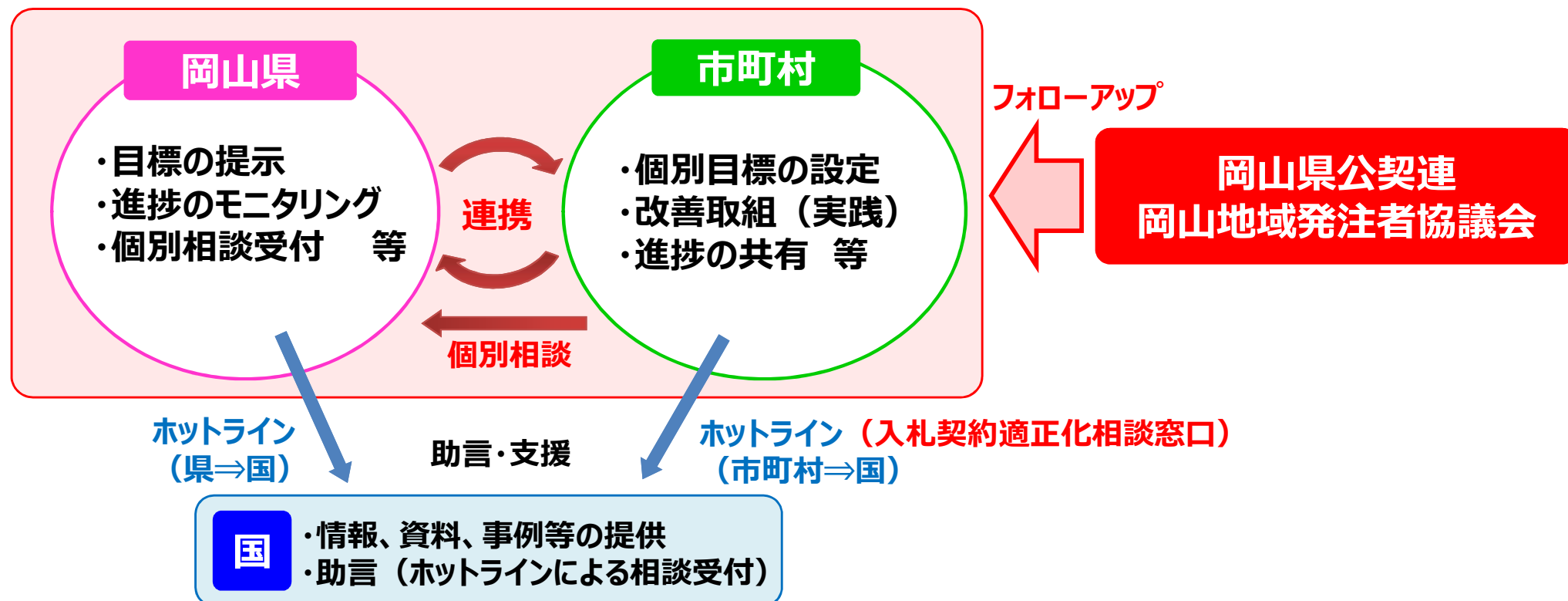
入札契約改善勉強会

改善目標立案

各市町村による入札契約改善の
取り組み

○市町村での各年度の実行計画（ロードマップ）による改善に向けた実践を行い、岡山県との連携や国への相談窓口の活用を図り、**目標達成に向けた継続した取組が必要**。

○また、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、岡山県公契連や岡山地域発注者協議会を通じたフォローアップを図り、県内市町村全体の改善に繋がることを期待。



市町村における入札契約適正化の推進に向けて

都道府県・市町村における取組

- 都道府県公契連、発注者協議会などを活用した情報提供の機会を設定
- 周辺市町村との比較（取組状況の「見える化」）を通じて、県域全体での取組を推進
- 団体毎に抱える課題や取組体制が異なることを考慮して、個別に取組の優先順位を設定
- 中長期のロードマップを作成するなどにより、庁内関係者で方針を共有

発注者支援業務、CM業務を担う民間企業への期待

- 円滑な公共事業の推進には、最適な入札契約方式の選定だけでなく適正な入札契約事務の執行が不可欠
- 発注者支援業務、CM業務を担う民間企業においても、入札契約の基礎的な知識を習得し、入札契約事務の適正化を踏まえた入札契約方式の提案がなされることを期待

奈良県葛城市における取組事例の紹介

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和4年3月24日

入札契約改善推進事業の支援フロー

● 葛城市では、以下のフローで支援を実施

支援範囲

1 入札契約制度の課題抽出と対応方針の整理

- 入札契約制度の現状、市職員の意見から課題を抽出
- 課題に対する改善の方向性を整理

2 建設会社へのアンケート調査

- 市内建設企業を対象に入札契約方式や平準化の取組みに求めるニーズを把握

3 入札契約方式の課題への対応策の具体化

- 市職員の課題認識と建設会社のニーズを踏まえて課題への対応策を具体化
- 県との連携方策の検討（県担当課との協議）

4 実行プラン（案）の策定

- 上記 1 ～ 3 の対応策に関する実行プランを策定

5 規約等の改定支援

- 入札契約制度の改善に伴い見直しが必要な規約等の改定案を作成

奈良県葛城市における入札契約改善推進事業

1 入札契約制度の課題抽出と対応方針の整理

入札契約制度の課題抽出と対応方針の整理

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

●市職員との意見交換を踏まえ、入札契約方式に関する課題等を抽出

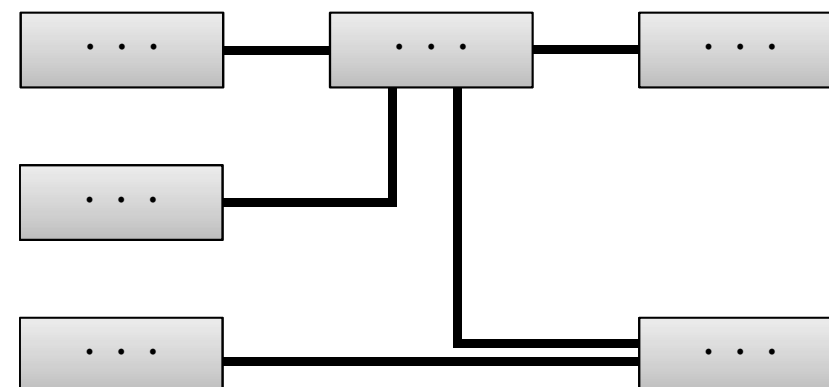
課題等の抽出 (現状・課題・要因)

くじ引きの発生	品質確保への懸念	環境的には談合を誘発しやすい
奈良県のランクを準用	事後公表では不適切な接触の恐れ	予定・最低制限価格の事前公表
1社応札は不可(内規)	技術職員不足(6工事/人程度)	低入調査不可
農林系が年度末集中	ロングリスト企業が少ない	学識者聴取困難
ゼロ債適用タイミング逸失	平準化が進まない	総合評価不可
業者の廃業等は顕在化せず	10年後は業者の廃業が危惧	中止・不落・不調の発生
工事成績反映不可(インセンティブ無)	ショートリスト企業の固定化	指名業者事前公表

整理・分析

要因

課題



入札契約制度の課題抽出と対応方針の整理

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

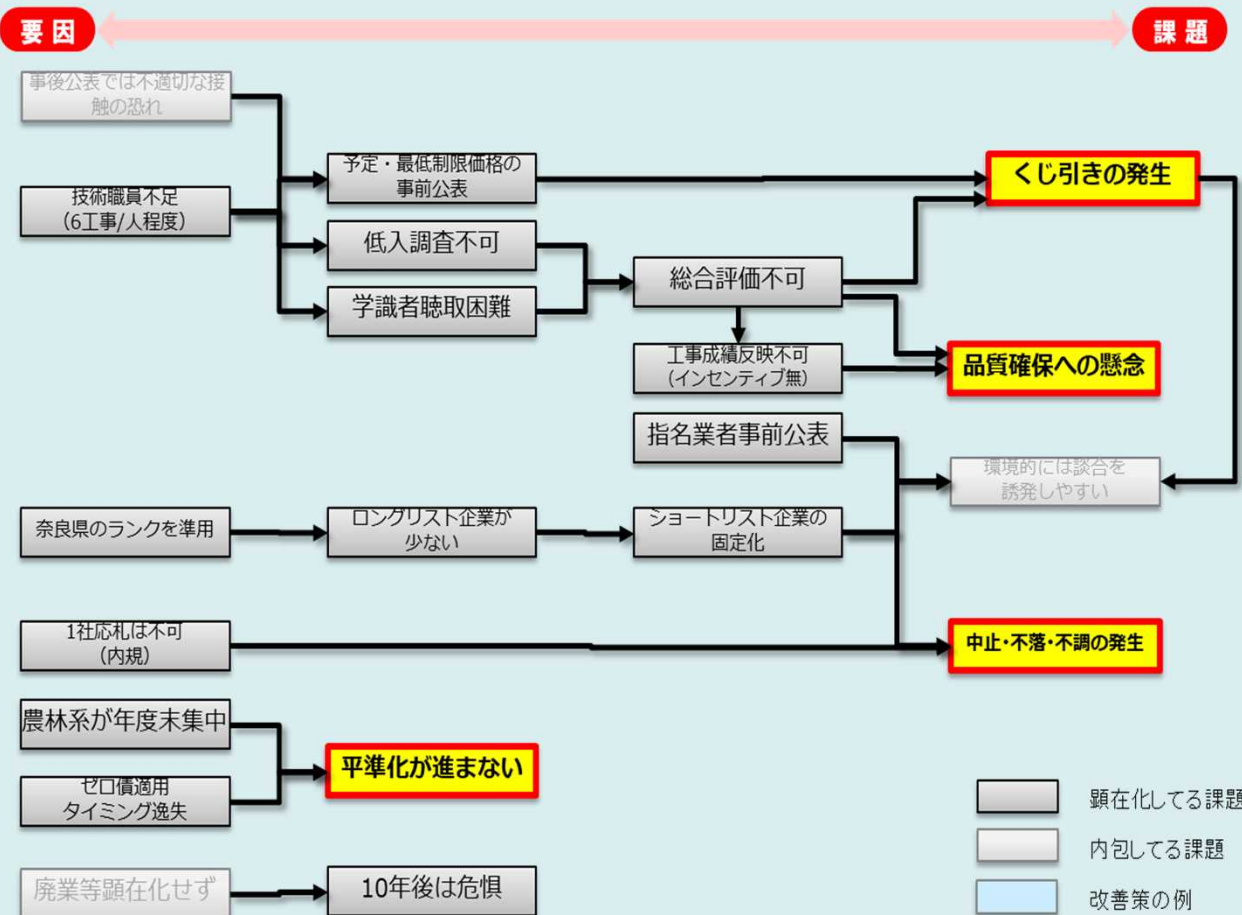
実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

●入札契約方式に関する課題を体系的に整理し、対応方針を策定

体系的な整理



対応方針の策定

課題	対応方針
くじ引きの発生	予定・最低制限価格の事後公表
	最低制限価格のランダム係数化
	総合評価方式の適用
品質確保への懸念	工事成績評定の活用
中止・不調不落の発生	競争参加登録の制限緩和
	発注標準の見直し
平準化が進まない	ゼロ債、二ヶ年債の導入
	柔軟な工期設定

奈良県葛城市における入札契約改善推進事業

2 建設会社へのアンケート調査

建設会社へのアンケート調査

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

- 市内本店業者66社を対象にアンケート調査を実施し、29社から回答回収（回答率44%）
- 業者アンケートを踏まえて対応方針を見直し

課題	対応方針	業者アンケート結果	アンケートを踏まえた対応方針の見直し
くじ引きの発生	対応方針① 予定・最低制限価格の事後公表	・予定価格 → 事前公表を希望する企業多数 ・最低制限価格 → 事前・事後公表が同数程度 ※情報漏洩への懸念の声	・予定価格 → 事前公表を維持 ・最低制限価格 → 事後公表に変更
	対応方針② 最低制限価格のランダム係数化 （不当介入防止）	・ランダム係数の適切な運用への懸念 （情報漏洩防止対策）	・最低制限価格は入札後・開札前に基礎最低制限価格にランダム係数を乗じて決定
	対応方針③ 総合評価方式の適用	・書類作成の手間増への懸念 ・導入する場合には、地域性の評価を希望	・技術提案や施工計画の提出が不要な「特別簡易型」を試行 ・地域精通度による加点评価
品質確保への懸念	対応方針④ 工事成績評定の活用 （格付・指名基準・総合評価等）	・採点の公平性、透明性に対する懸念	・県の工事成績評定要領等を参考に評定要領を作成。通知及び異議申し立てのプロセスも新設
中止・不調・不落の発生	対応方針⑤ 競争参加登録の制限緩和	・市工事の受注拡大を希望する企業多数 ・1企業2業種制限の撤廃を希望	・1企業2業種の制限を緩和 （R4・5申請から段階的に緩和）
	対応方針⑥ 発注標準の見直し	・上位ランクへの参入希望と現状維持の希望が同程度	・発注標準の見直しと工事内容に応じた適用 （例：「B+Cランク」など、直近上位ランクの参加）
平準化が進まない	ゼロ債、ニヶ年債の導入	・一部工種で下半期発注増を希望	・発注担当部署への周知。取組の推進
	柔軟な工期設定	・下半期発注工事の繰り越しを希望	

奈良県葛城市における入札契約改善推進事業

3 入札契約方式の課題への対応策の検討支援

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

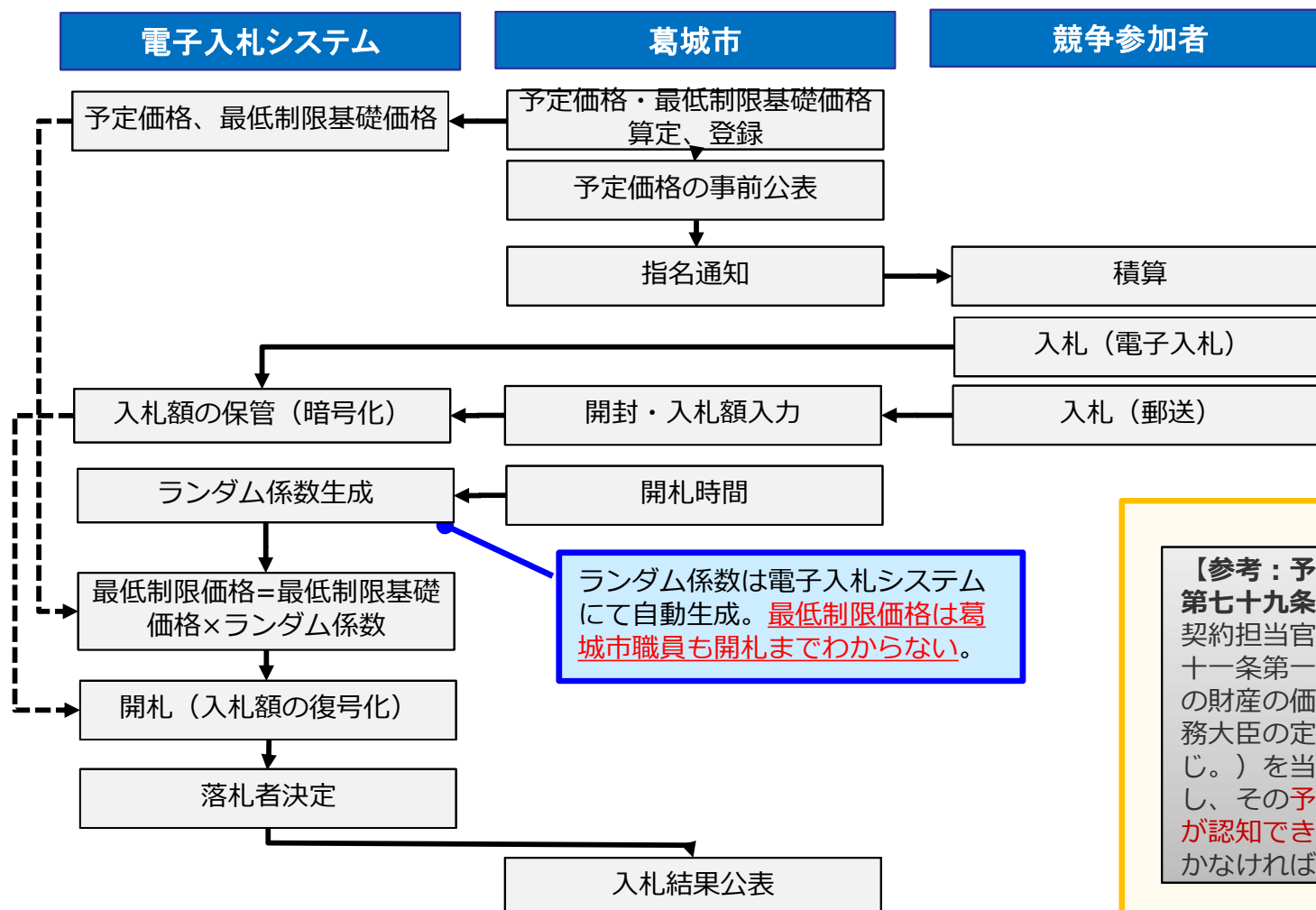
実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針①、②：最低制限価格の事後公表、ランダム係数適用

- 予定価格は事前公表を維持し、最低制限価格は事後公表とする。
- 情報漏洩防止のため、最低制限価格は電子入札システムが生成するランダム係数（1.00～1.005）を乗じて設定する。
なお、ランダム係数は1.0以上とし、歩切りは行わない。



法令上の規定

【参考：予定価格の作成タイミング】予算決算及び会計令第七十九条

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その**予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。**

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

参考

大阪府

（予定価格のランダム係数処理）

第3条 予定価格に関するランダム係数処理は、要領第2条第3号に規定する予定価格算出基礎額に、0.9950から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理）

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理は、要領第4条第1項本文に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第4条の2第1項本文に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額をそれぞれ端数処理（要領第7条に規定する端数処理をいう。以下同じ。）して算出した額に、**0.9975 から 1.0025 までの範囲内の0.0001 刻み**の数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 予定価格算出基礎額に10分の7.5（失格基準価格にあつては、10分の7）を乗じて得た額を端数処理した額（以下「下限値」という。）が、前項本文に規定するシステムによる数値の選択によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合のランダム係数処理は、同項の規定にかかわらず、下限値に1から1.0050までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じるものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額を端数処理した額（以下「上限値」という。）が、第1項本文に規定するシステムによる数値の選択によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合のランダム係数処理は、同項の規定にかかわらず、上限値に0.9950から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じるものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

横浜市

【最低制限価格〔範囲 予定価格の7.5/10～9.5/10〕】

（直接工事費×1.0(①)+共通仮設費×0.9(②)+現場管理費×0.9(③)+一般管理費×0.55(④))×ランダム係数
（上記①～④までの合計額を「算定基礎額」とします。）

* 算出式中の「ランダム係数」は**1.0000～1.0050 の範囲**で無作為に抽出した数値

* 算定基礎額が、予定価格×9.5/10÷1.0050を超える場合は、予定価格×9.5/10÷1.0050×ランダム係数

* 算定基礎額が、予定価格×7.5/10に満たない場合は、予定価格×7.5/10×ランダム係数

* 算出された最低制限価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の最大値(1.0050)を乗じた価格」の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定します。

【調査基準価格〔範囲 予定価格の7.5/10～9.5/10〕】

直接工事費×1.0(①)+共通仮設費×0.9(②)+現場管理費×0.9(③)+一般管理費×0.55(④)

（上記①～④までの合計額を「算定基礎額」とします。）

* 算定基礎額が、予定価格×9.5/10を超える場合は、予定価格×9.5/10

* 算定基礎額が、予定価格×7.5/10に満たない場合は、予定価格×7.5/10

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

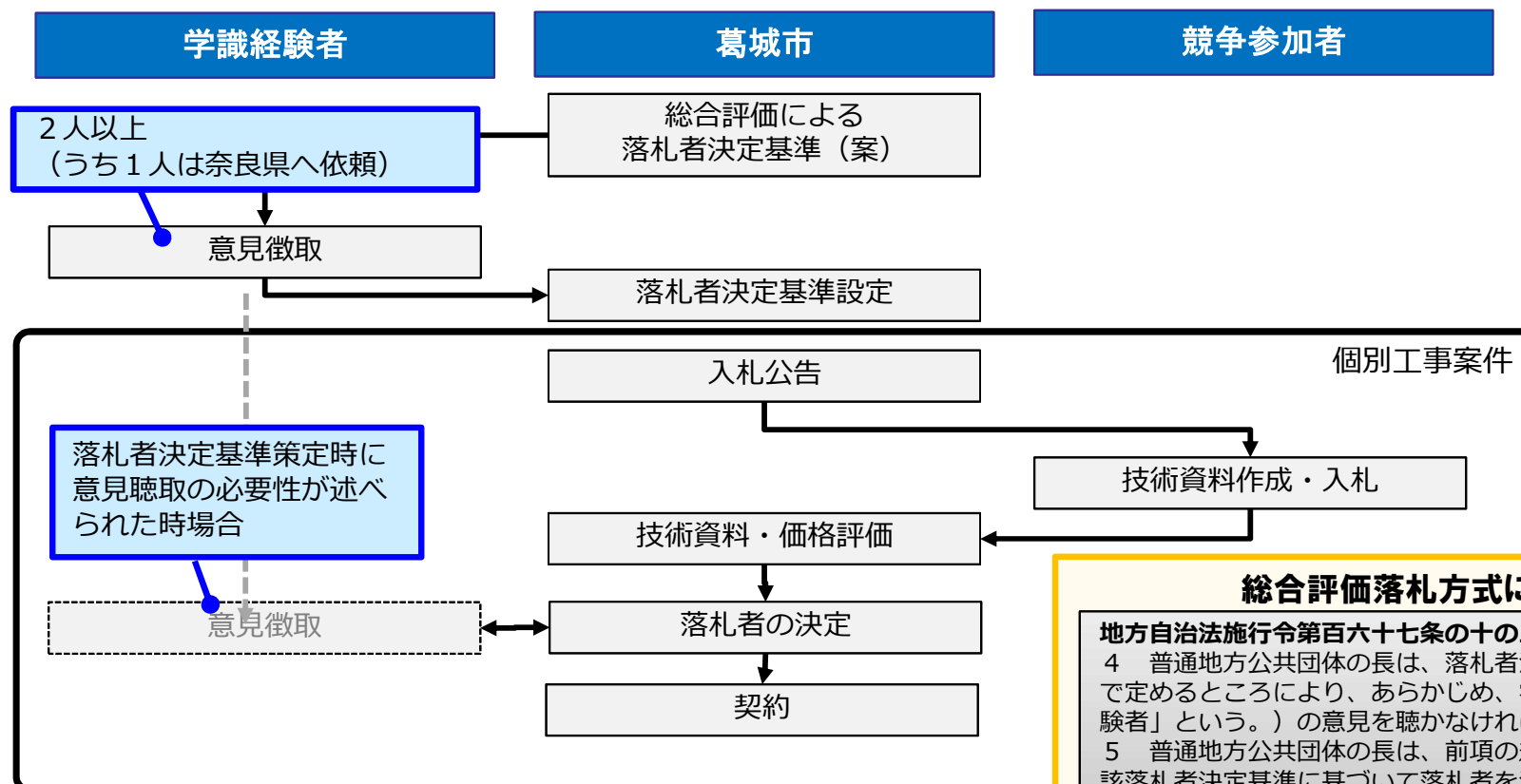
実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針③：総合評価方式の適用（1/4）

- 一般競争の工事の一部を対象に**技術提案や施工計画の提出・審査が不要な「特別簡易型」を試行**（R6年度以降、対象工事を拡大）
- 落札者の決定基準については学識者の意見を聴取。学識者の1人は奈良県に協力を依頼（その際、学識者から必要性の意見がなければ、個別案件における意見聴取は不要）



総合評価落札方式における学識者の意見聴取

地方自治法施行令第百六十七条の十の二

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針③：総合評価方式の適用（2/4）

● 葛城市・奈良県の事例及び施工者のニーズを踏まえた技術評価項目（案）は以下のとおり。

評価項目		奈良県 ガイドライン	葛城市事例		施工者 アンケート	採用（案）	備考
			H28幼稚園及び児 童保育所増築	H28クリーンセン ター解体			
技術提案・施工計画		○	○	○		—	特別簡易型で試行
企業・技 術者評価	工事成績評定点	○			○	—	工事成績に対する意識醸成が必要
	同種工事の施工実績	○				○	CORINSの活用
	表彰	○	○ （近畿地整）	○ （近畿地整、県）		△	当面は、国、県の表彰 葛城市工事成績評定要領の改訂及び市の表 彰制度を確立
	ISO1400,9000	○	○	○		○	
	配置予定技術者の同 種工事実績	同種工事実績	○	○	○	○	CORINSの活用
		保有資格			○	○	
	若手・女性技術者の配置	○				○	雇用促進
	デジタル技術の活用	○				△	市内業者のDX普及状況を踏まえて設定
	地域精通度	本店等の所在地	○	○	○	○	
		地域内施工実績		○	○	○	
		営業年数			○	—	
	社会・地域貢献	災害協定	○	○	○	△	葛城市の災害協定制度の確立
		災害活動実績			○	△	災害活動実績の確認
		建設機械保有台数	○			—	
		従業員の雇用人数	○			—	
		地域内下請け活用			○	—	履行確認が困難
		近隣地域施工実績			○	△	葛城市内工事で実績不足の場合
	受注工事量	○				△	受注の偏在回避、試行では件数が少ないため 不要
	参加回数	○				—	
	配置予定技術者の理解度	○				—	

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針③：総合評価方式の適用(3/4)

- 総合評価方式では、最低制限価格制度の活用が不可のため、**低入札価格調査制度を導入**
- 低入札価格調査の実効性確保として、**施工体制確認型を導入**。（低入企業に対し、**施工体制確認を含めた技術評価**を行い、**落札者を決定**）

葛城市

競争参加者

入札公告

技術資料作成・入札

調査基準価格
未満の入札有り

ヒアリング

低入企業のみ

施工体制確認の追加資料
提出※**辞退可**

ヒアリング

評価点の算定

落札者の決定

基準価格を下回る場合には、
施工体制評価点を**厳正に審査**

施工体制確認型の入札説明書の事例

1 施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。

- ・施工体制台帳（様式1）
- ・資材購入予定一覧（様式2）
- ・機械リース元一覧（様式3）
- ・労務者の確保計画（様式4-1）
- ・工種別労務者配置計画（様式4-2）
- ・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5）
- ・配置予定技術者名簿（様式6）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式7-1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式7-2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式7-3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育、点検計画等）（様式8）
- ・建設副産物の搬出地（様式9）
- ・下請予定業者等一覧表（様式10）

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

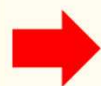
発注者による
制度運用

対応方針③：総合評価方式の適用（4/4）

●ダンピング対策の実効性を高めるため、調査基準価格以外に価格による失格基準を設けて失格基準価格未満の入札者は失格とする。

失格基準

低入札価格調査制度においては、一定の価格を下回る入札について、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、価格による失格基準を設定することが可能。

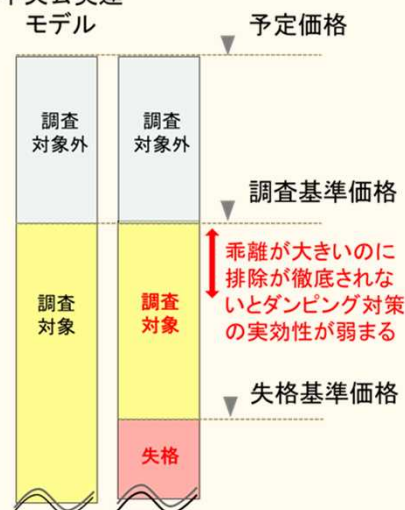


価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することにより、制度の実効を確保する必要。

適正化指針第2 4(3)低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

～ 一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

中央公契連
モデル



	調査基準と失格基準の乖離※	低入札調査での排除割合
都道府県平均	約10%	約40%
N県	約2%	約80% (411/505件)
Y県	<u>約20%</u>	<u>約5%</u> (6/145件)
F県	約1%	<u>0%</u> (0/97件)
W県	失格基準未導入	約99% (409/415件)
C市	約20%	約97% (34/35件)
H市	約10%	<u>0%</u> (0/21件)

乖離が大きく
排除率も低い

排除率が
著しく低い

※ 標準的な工事費の構成割合を基に試算した値
(公契連モデルにおける調査基準価格は予定価格の91.3%)

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針④：工事成績評定点の活用(1/5)

- 現在の運用では、**工事成績評定点に各課ごとのバラツキ**
- 工事成績の活用のためには、**採点の公平性及び透明性を確保する必要**

④施工者への通知は
実施していない

現在の運用

(第4号様式)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	課

②検査員（2名以上）が承認

年 月

検査員 印

竣工検査の結果を次のとおり報告します。

工事竣工検査（成績評定）書

工事番号	年度	第	号（入・随）
工事名			
工事場所			
請負者		総括監督員	
代表者		一般監督員	
契約工期	年 月 日から	当初請負金額	
	年 月 日まで	最終請負金額	
変更工期	年 月 日	工期変更理由	
竣工		有	無
手直し検査日	年 月 日	手直し検査員	
工事概要			
評定点合計			点

①監督職員が点数化

※20万円以上の工事。ただし、随意契約で予定価格が130万円以下の工事を除く。

葛城市建設工事検査要領

(第5号様式)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	課

竣工検査の結果を次のとおり報告します。

工事竣工検査

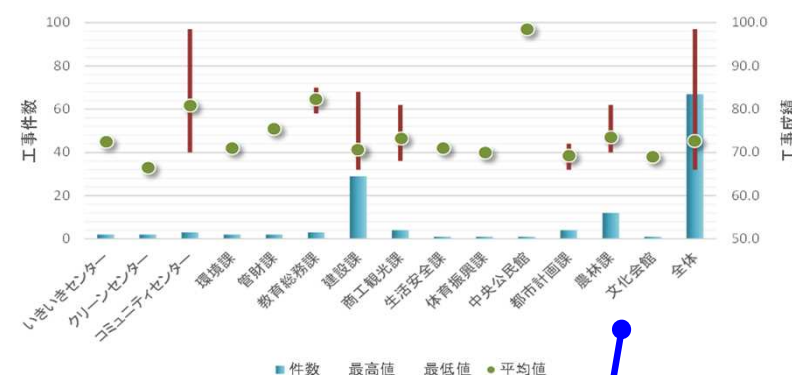
工事番号	年度	第	号
工事名			
工事場所		一般監督員	
請負者		当初請負金額	
代表者		最終請負金額	
契約		有	無
竣工検査日	年 月 日		
工事概要			
検査結果	工事成績	優秀・良好・普通・やや不良・不良	

③評定点により
「工事成績」を選択

※ 随意契約で予定価格が130万円以下の工事。ただし、競争入札及び補助事業又は起債事業にかか
る工事については適用しない。

※ 記載要領 工事成績は次によること。
優秀100～80・良好79～70・普通69～60・やや不良59～50・不良49～0

工事成績点の分布状況



⑤評定点、工事成績に
バラツキ

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針④：工事成績評定点の活用（2/5）

- 奈良県の工事成績評定要領等を参考に**評定要領を見直し**
- 工事成績の**通知及び異議申し立てのプロセスを新設**

工事成績評定要領の改善

奈良県土木工事成績評定要領

様式 評第3号

改定細目別評定点採点表

複数人による採点

工事名：							細目別評定点	得点割合
考査項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（出来形）	③検査員（中間）	④検査員（竣工）		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点					3.3点	
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点						
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点				
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点					
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点					
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点		$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点				
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点		$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点				
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20.0) \times 0.2 + 3.2 = 7.2$ 点					
5. 創意工夫等	I. 創意工夫等	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10.0) \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点					
7. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点					
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

チェックリストによる評価

a	b	c
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 理由：		
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c		
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

- ※ 出来形・中間検査があった場合 $(①+②+③) \times 0.5 + ④ \times 0.5$ = 細目別評価点（出来形、中間が2回以上の場合は③を平均する）
 出来形・中間検査がなかった場合 $(①+②+④)$ = 細目別評価点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針④：工事成績評定点の活用（3/5）

評価体制の整備

- 成績評定制度の適正な運用を図るため、**技術系職員の増員**や**CM方式の活用**を検討

地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン

プロジェクトにおける業務項目				事業関係者				特 記	CM業務内容		
				委託者		CMR	設計者			工事 監理者	工事 受注者
				検査 職員	工事 監督 職員						
VI. 工事段階											
17	発注者検査 （完成、部分払、中間技術検査）			実施	立会			支援	受検	—	
18	その他行政機関による確認 （関係機関による確認の立会い等）				受検			支援※	支援	※＜工程等＞4に含まれる —	
＜その他＞											
1	工事成績評定			実施	実施	支援				CMRは監督職員の支援を行う。 CM業務受託者は、工事の完成に際して、工事成績の評定要領等に従って委託者が行う工事成績の評定を支援する。	
2	施工者からのVE提案の評価				実施	支援	※		提案	※必要に応じ設計者が業務を行うことがある。 CM業務受託者は、工事の完成に際して、工事受注者より提出されたVE提案等について、基準等に基づいて委託者が行う提案内容の評価を支援する。	

工事成績評定の作業は
CMRによる「支援」が可能

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針④：工事成績評定点の活用（4/5）

葛城市優良工事表彰制度の確立

●優良工事表彰制度を新設（工事成績評定点が高い工事から選定）

奈良県優良工事表彰制度

奈良県土木部優良工事表彰制度について

（目的）

奈良県土木部が発注した建設工事のうち、他の模範となる優良な工事を表彰することにより、建設事業者の意欲増進、技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、健全な育成・発展に資することを目的とします。

（選考方法）

優良工事の選定は、発注機関（土木部出先事務所等（土木部出先事務所等）から推薦された工事より、土木部優良工事表彰審査委員会 土木部優良工事表彰審査委員会において、審査を行い決定します。

（選考方針）

（1）工事成績評定点 工事成績評定点が優れた工事であること。
（2）品質確保【「品質管理」「品質管理」「施工管理」「施工管理」「安全管理」「安全管理」「工程管理」「工程管理」「社会・地域貢献」「コスト」「縮減」】に創意工夫し、当該現場でしか取り組めない独自の特筆すべき取り組みを実施した工事であること。

以上を総合的に判断し、表彰工事を決定するものとする。

（表彰の種類）

- ①優秀賞（土木部長表彰（土木部長表彰）特に優れた工事
- ②優良賞（所長表彰）優れた工

葛城市優良工事表彰制度（案）

葛城市優良工事表彰制度について

（目的）

葛城市が発注した建設工事のうち、他の模範となる優良な工事を表彰することにより、建設事業者の意欲増進、技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、健全な育成・発展に資することを目的とします。

（対象工事）

優良工事の選定は、発注担当課から推薦された工事より、葛城市優良工事表彰審査委員会において、審査を行い決定します。

（選考方針）

（1）工事成績評定点 工事成績評定点が優れた工事であること。
（2）品質確保【「品質管理」「品質管理」「施工管理」「施工管理」「安全管理」「安全管理」「工程管理」「工程管理」「社会・地域貢献」「コスト」「縮減」】に創意工夫し、当該現場でしか取り組めない独自の特筆すべき取り組みを実施した工事であること。

以上を総合的に判断し、表彰工事を決定するものとする。（表彰の種類）

①葛城市優秀賞（市長表彰）

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

対応方針④：工事成績評定点の活用（5/5）

競争参加資格申請、総合評価、指名業者選定での活用

●競争参加資格申請、総合評価方式、指名業者選定での活用を順次開始

現行	改訂案
葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準 （指名の特例） 第3条 工事の施工上特に必要と認めたときは、前条第3項の規定にかかわらず、直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。 2 発注する工事が緊急を要する場合、高度の技術を要する場合又は施工上相当困難を伴う場合は、当該等級の直近上位以上の等級の者又は施工能力があると認められる市外業者から指名することができる。 3 発注する工事の予定価格に応じた等級に属する者が、定められた指名業者数に満たない場合は、市内業者のうち直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。 4 建築工事で市内業者を指名するときは、前条第3項の規定にかかわらず、旧町の区域を基準に、施工場所に応じて旧新庄町地区又は旧當麻町地区の者を指名することができる。ただし、この規定は予定価格が300万円未満の工事に適用する。 （優先指名） 第4条 有資格者を指名しようとするときは、市内に本店を有し、かつ、発注工事と同種の業種を業とする者を他の者に優先して指名することができる。この場合において、個人事業者については、その者の住所が市内にあるものとする。 （留意事項） 第5条 有資格者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、会計年度における工事の指名及び受注状況等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。 （1）不誠実な行為の有無 （2）経営状況 （3）既発注工事の施工実績 （4）発注工事の施工についての技術的適性 （5）手持工事の状況 （6）安全管理の状況 （7）暴力団及び暴力団員の状況	葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準 （指名の特例） 第3条 工事の施工上特に必要と認めたときは、前条第3項の規定にかかわらず、直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。 2 発注する工事が緊急を要する場合、高度の技術を要する場合又は施工上相当困難を伴う場合は、当該等級の直近上位以上の等級の者又は施工能力があると認められる市外業者から指名することができる。 3 発注する工事の予定価格に応じた等級に属する者が、定められた指名業者数に満たない場合は、市内業者のうち直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。 4 建築工事で市内業者を指名するときは、前条第3項の規定にかかわらず、旧町の区域を基準に、施工場所に応じて旧新庄町地区又は旧當麻町地区の者を指名することができる。ただし、この規定は予定価格が300万円未満の工事に適用する。 （優先指名） 第4条 有資格者を指名しようとするときは、市内に本店を有し、かつ、発注工事と同種の業種を業とする者を他の者に優先して指名することができる。この場合において、個人事業者については、その者の住所が市内にあるものとする。 （留意事項） 第5条 有資格者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、会計年度における工事の指名及び受注状況等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。 （1）不誠実な行為の有無 （2）経営状況 （3）既発注工事の施工実績 （4）発注工事の施工についての技術的適性同種工事の工事成績又は表彰実績 （5）手持工事の状況 （6）安全管理の状況 （7）暴力団及び暴力団員の状況

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

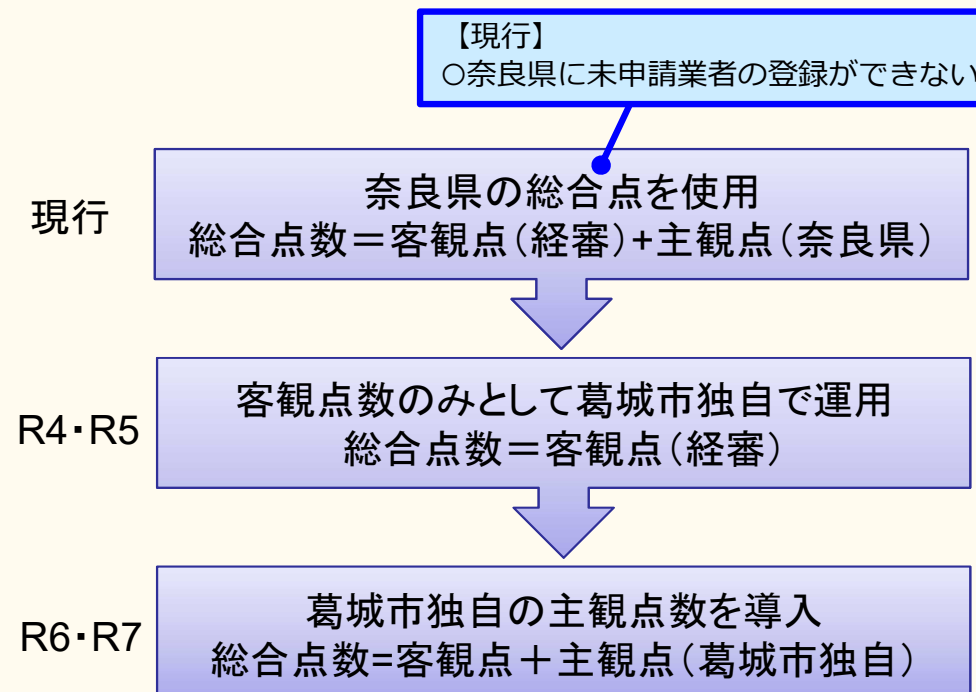
対応方針⑤：競争参加者登録の拡充

- 登録可能な業種数の制限を緩和。登録業者数を増やし競争環境を充実
- 葛城市独自の総合点数で格付け（市の主観点）。奈良県未申請企業を取り込むと共に、葛城市工事に適した発注標準とする

競争参加資格登録 （登録可能業種数の制限緩和）

業種		現行	R4・R5 資格審査	R6・R7 資格審査
一般工種	土木工事	内2業種 選定		
	建築工事			
専門工種	舗装工事	内2業種 選定	内3業種 選定	4業種以上 選定
	造園工事			
	大工工事			
	左官工事			
	とび・土工・コンクリート工事			
	石工事			
	屋根工事			
	電気工事			
	タイル・れんが・ブロック工事			
	鋼構造物工事			
	鉄筋工事			
	しゅんせつ工事			
	鋳金工事			
	カプ工事			
	塗装工事			
	防水工事			
	内装仕上工事			
	機械器具設置工事			
	熱絶縁工事			
	電気通信工事			
	さく井			
	建具工事			
	水道施設工事			
	消防施設工事			
	清掃施設工事			
	交通安全施設（カーブミラー等）			
	交通安全施設（信号機等）			

競争参加資格の算定方法 （市独自の基準による算定）



【現行】

- 一般・専門の工種を選択。うち2業種に申請可能
- 一般・専門の工種を跨った申請は不可。

【改善案】

- 工種を跨る業種選択が可能
- 登録可能な業者数を3業種に増加

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

他の自治体における競争参加資格申請における申請業種数の制限状況

参考

都道府県	市町村	業種数	記載事項
大阪府	堺市	2	希望する業種を下記「建設工事業種一覧表」から2業種（第1希望、第2希望）を限度として選択することができます。
	岸和田市	1	希望できる工事の種類は、有する建設業の許可の上記工種番号のうち1つだけです。ただし、1 土木一式工事と2 建築一式工事に限り重複して希望できます。
	豊中市	5	(1) 申込業種は、別紙の「建設工事申込業種表」から5業種までとします。
東京都	八王子市	3	次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組合せについては、同時に競争入札参加資格を得ることができない。（工事は最大3）
	国立市	3	次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組合せについては、同時に競争入札参加資格を得ることができない。
愛知県	豊田市	-	（業種に関する制限の記載なし）
	稲沢市	-	（業種に関する制限の記載なし）
埼玉県	川口市	5	自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。また、5業種以内であっても、同一自治体内では、他の事業所で申請した業種を重ねて申請することはできません。※埼玉県へのリンク
	川越市	5	名簿有効期間内に自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業
茨城県	つくば市	-	（業種に関する制限の記載なし）
	取手市	-	該当する項目に○印を付け、代表するものを1つ◎にしてください
京都府	亀岡市	-	（業種に関する制限の記載なし）
	宇治市	-	（業種に関する制限はないが「最も指名を希望する業種」を一つ選択）

入札契約方式の課題への対応策の具体化

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

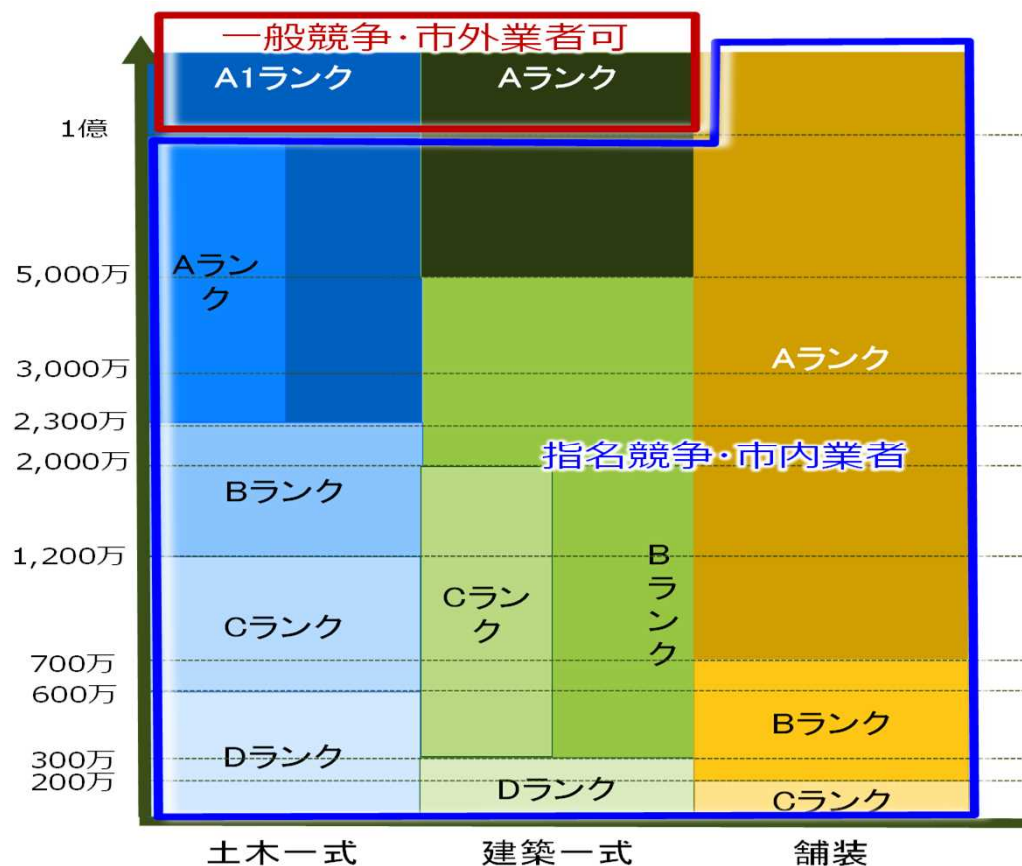
実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

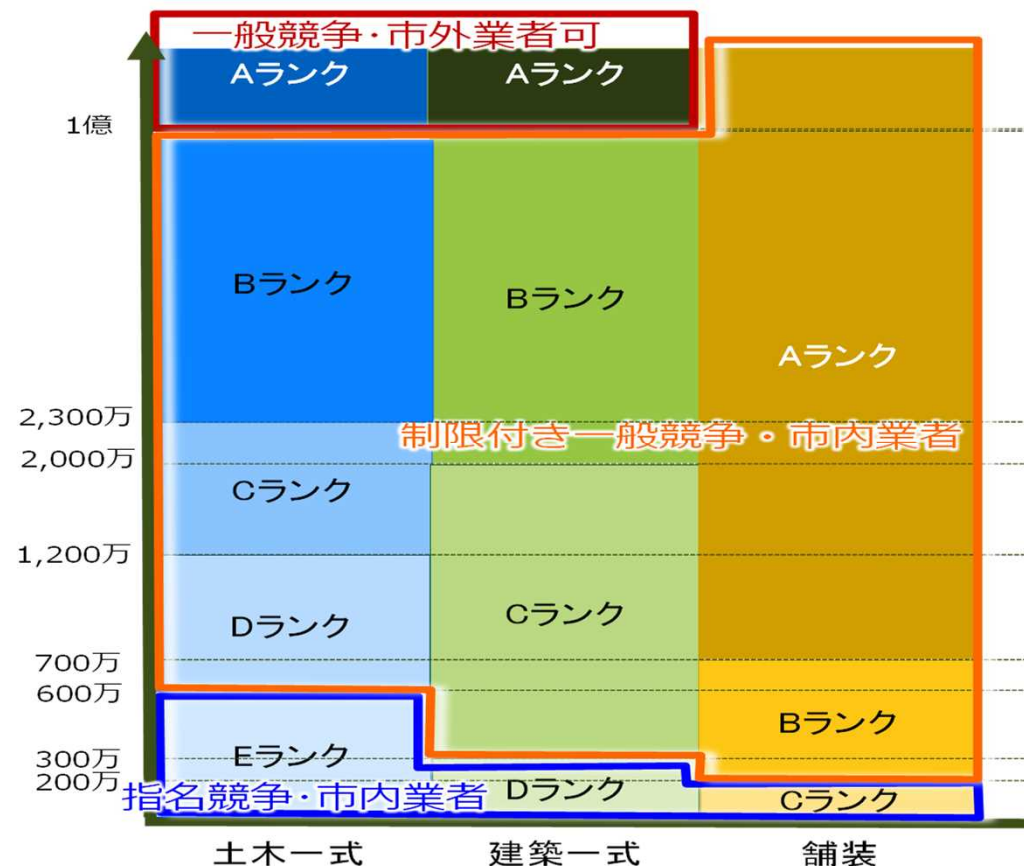
発注者による
制度運用

対応方針⑥：ランクの統合

- 指名競争入札を中心とした制度から、**制限付き一般競争入札（ランク指定）**に移行
- **市外企業参加可能範囲とランクの境界を一致させる。**（土木A 1ランクの廃止、建築Aランクの分割）
- 工事内容に応じて直近上位（又は下位）ランクの参加を可能とする工事を試行。
R6・7の資格審査ではランクの統合、更なる登録業者数の増加策を検討。



R2・3発注標準



R4・5発注標準

奈良県葛城市における入札契約改善推進事業

4 実行プランの策定

実行プラン(案)の策定

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

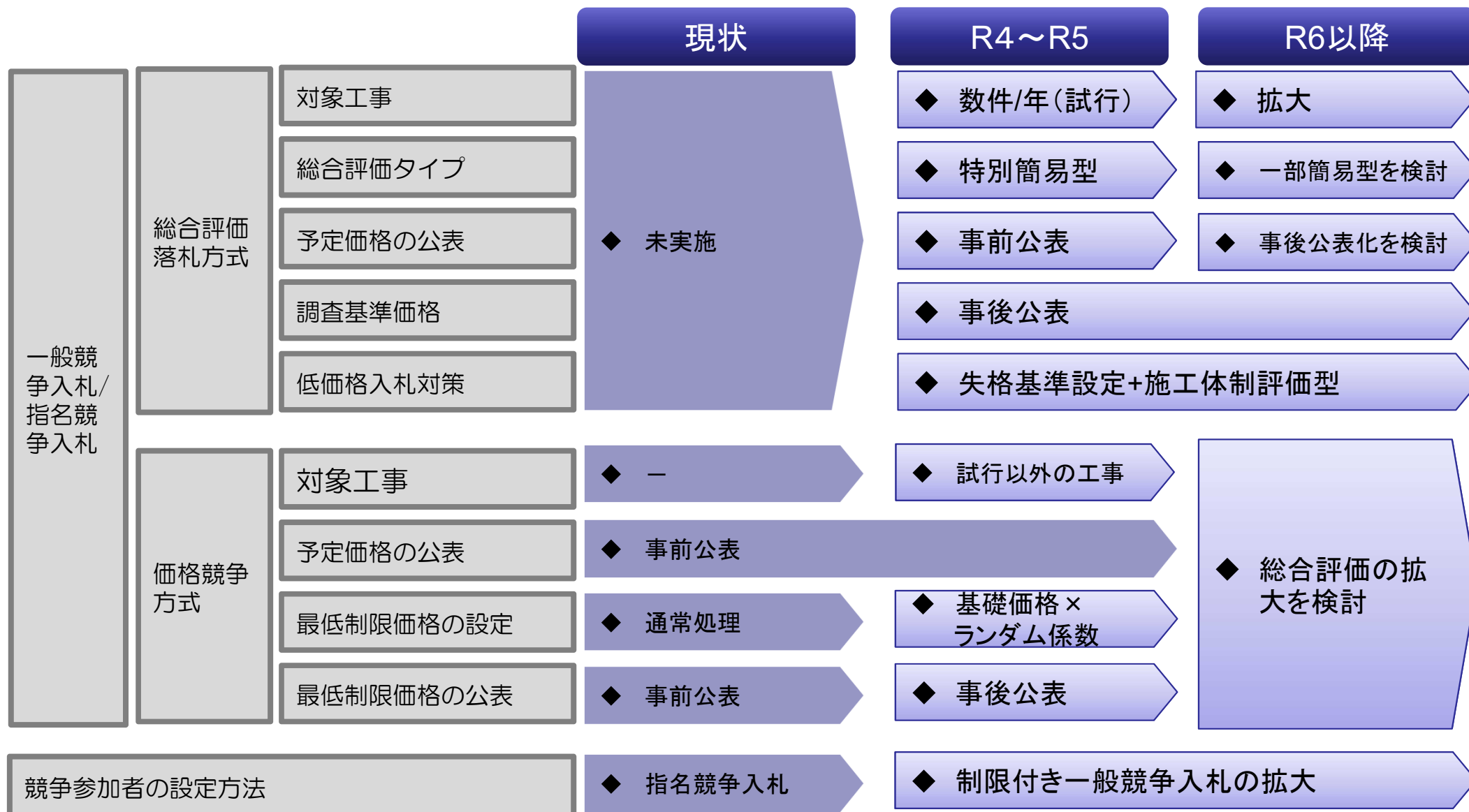
入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン(案)の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

「くじ引き抑制」対策に関する実行プラン(案)



実行プラン(案)の策定

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

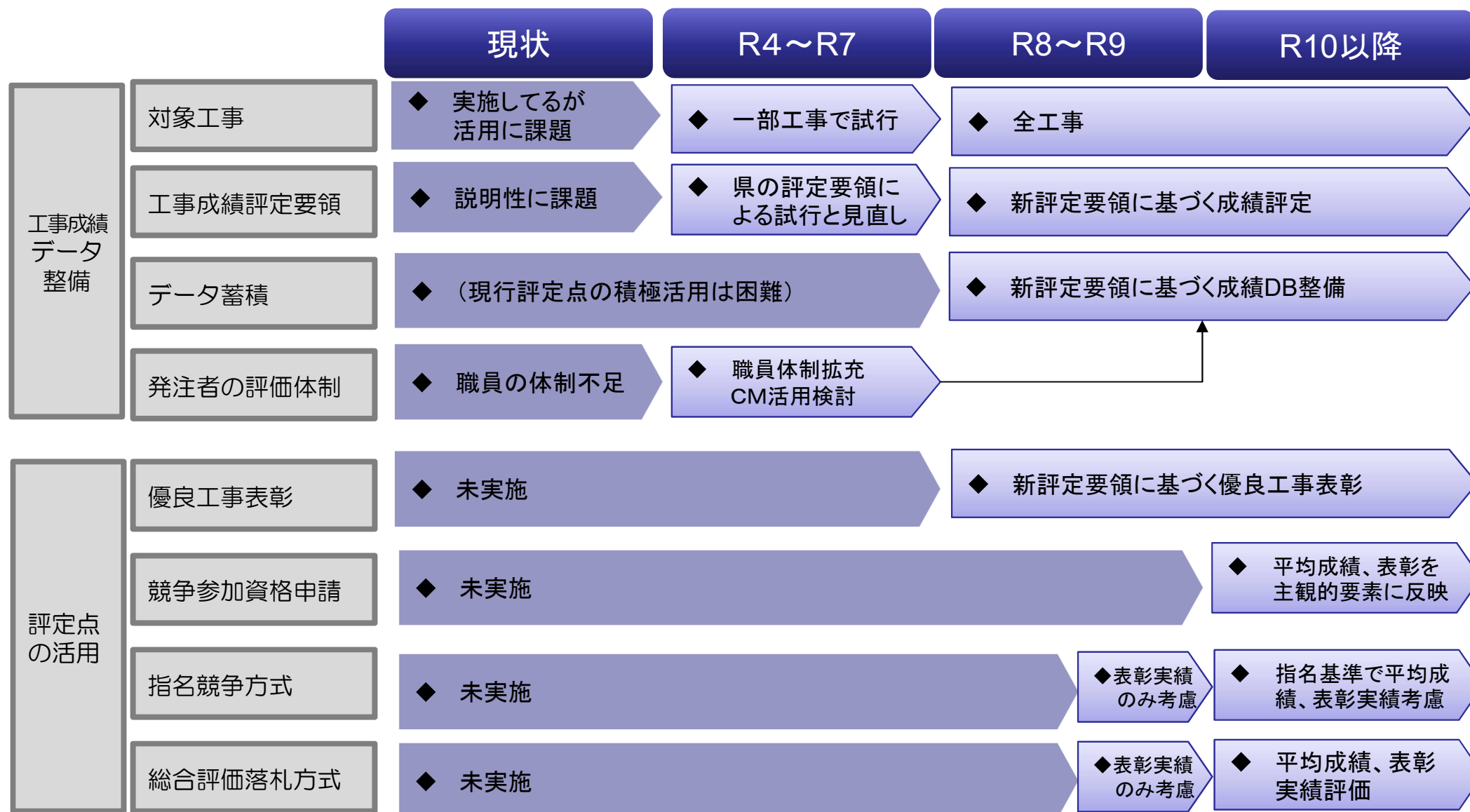
入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン(案)の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

「工事成績活用」対策に関する実行プラン(案)



実行プラン(案)の策定

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

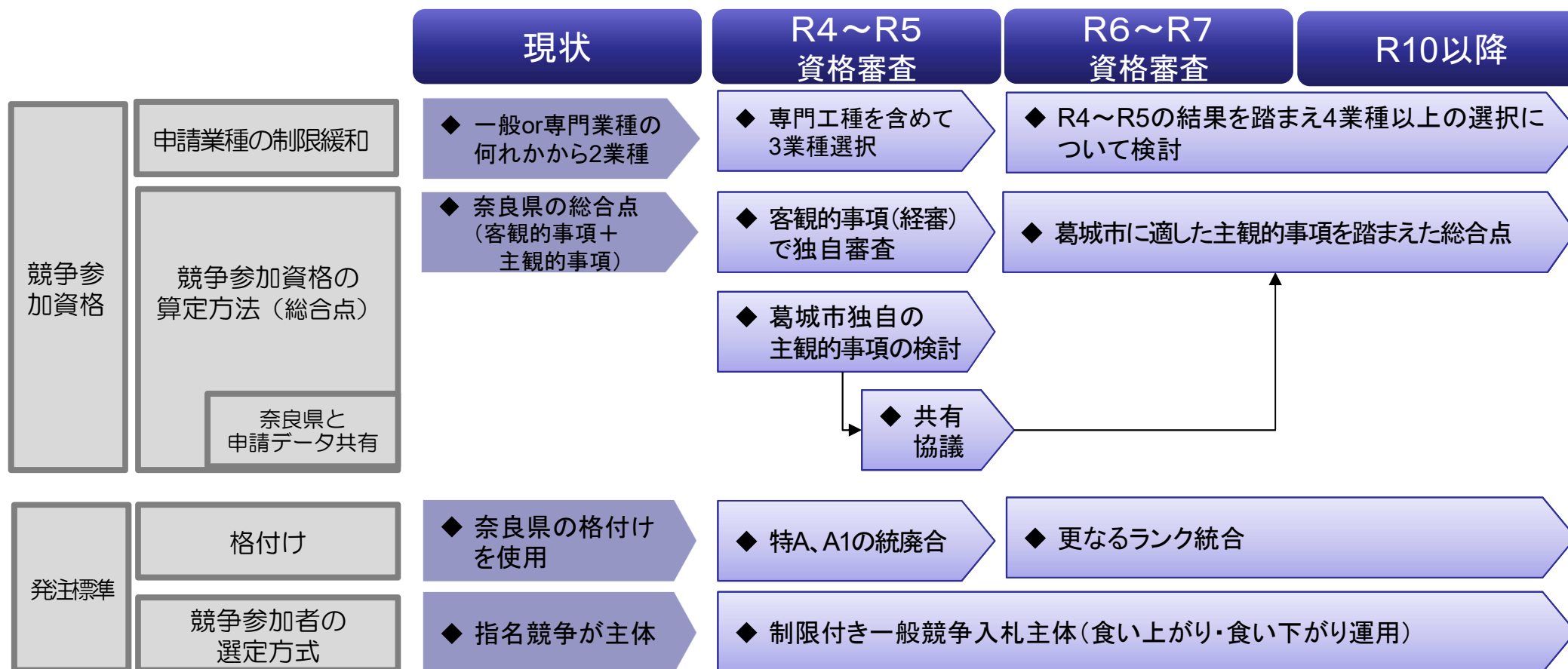
入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン(案)の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

「競争参加資格拡充」対策に関する実行プラン(案)



奈良県葛城市における入札契約改善推進事業

5 規約等の改定支援

規約等の改定支援

支援フロー

入札契約制度の課題抽出
と対応方針の整理

建設会社への
アンケート調査

入札契約方式の課題への
対応策の検討支援

実行プラン（案）の策定

規約等の改定支援

発注者による
制度運用

予定価格・調査基準・最低制限価格関係(例)

関係規則	現行	修正案
葛城市入札事務取扱要領	(入札通知書) 第2条 葛城市事務分掌規則(平成16年惹城市規則第2号)の規定により本市の入札事務を所掌する課長又は当該課長が指定した主幹若しくは課長補佐(以下、「入札執行者」という。)は、入札参加業者(以下「入札者」という。)に通知書(様式第1号)により現場説明又は閲覧及び入札の通知をするものとする。 (予定価格及び最低制限価格) 第4条 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格及び最低制限比較価格は、入札執行者が予定価格調書に自ら決定記入の上、事前公表時まで入札執行者が保管すること。 2 入札執行者は、工事の履行確保のため必要と認めた場合は、最低制限価格を採用することができるものとする。	(入札通知書) 第2条 葛城市事務分掌規則(平成16年惹城市規則第2号)の規定により本市の入札事務を所掌する課長又は当該課長が指定した主幹若しくは課長補佐(以下、「入札執行者」という。)は、入札参加業者(以下「入札者」という。)に通知書(様式第1号)により現場説明又は閲覧及び入札の通知をするものとする。 (予定価格及び最低制限価格) 第4条 予定価格及び入札書比較価格、最低制限価格及び最低制限比較価格は、入札執行者が予定価格調書に自ら決定記入の上、入札執行者が予定価格調書に自ら決定記入の上、事前公表時まで入札執行者が保管すること。 2 入札執行者は、工事の履行確保のため必要と認めた場合は、最低制限価格を採用することができるものとする。 (最低制限価格) 第4条の2 入札執行者は、工事の履行確保のため必要と認めた場合は、価格競争において最低制限価格を採用することができるものとする。 2 最低制限基礎価格及び最低制限基礎比較価格は、入札執行者が予定価格調書に自ら決定記入の上、入札時間まで入札執行者が保管すること。 3 入札執行を所掌する課以外の課長又は当該課長が指定した主幹若しくは課長補佐(以下、「係数設定者」という。)は、1～1.005の範囲の最低制限価格係数を最低制限価格係数調書に自ら決定記入の上、入札時間まで保管すること。 4 係数設定者は入札時間に、最低制限価格係数調書を封印し、入札室にて入札執行者に提出するものとする。 5 入札執行者は、入札書の投函後、開札前に最低制限価格係数調書を開封し、最低制限基礎価格及び最低制限基礎比較価格に最低制限価格係数を乗じた価格を最低制限価格及び最低制限比較価格とし、予定価格調書に記載するものとする。 (調査基準価格) 第4条の3 総合評価落札方式の工事において、入札執行者は、調査基準価格を採用するものとする。 2 調査基準価格、調査基準比較価格、失格基準価格及び失格基準基礎価格は、入札執行者が予定価格調書に自ら決定記入の上、入札時間まで入札執行者が保管すること。

入札契約制度の見直しに向けて

取組における重要な視点

- 要因と課題の体系的な整理
- 地域の実情、課題に即した制度設計（業界アンケート等が効果的）
- 制度の導入は適正な運用が前提（適正な運用を担保するためのルールが重要）
- 中長期のロードマップを作成するなどにより、庁内関係者で方針を共有

市町村で取組む場合に特に有効な手法

- 県の制度を準用した試行を経ての本格運用
- 発注者支援業務、CM業務の活用も検討

令和4年3月16日
不動産・建設経済局建設業課

入札契約の改善を支援する事業を選定 ～地方公共団体における入札契約方式等改善の取組を支援～

国土交通省は、多様な入札契約方式の導入・活用、施工時期の平準化や地域の担い手育成など、課題を抱える地方公共団体の入札契約改善の取組を支援する「入札契約改善推進事業」について、3つの案件を選定し、今後支援を進めていくこととしました。

○国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）等の施行を踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、入札契約改善推進事業^{※1}として支援を行っています。

※1 今回の募集概要は、下記 URL を参照ください（募集期間：2月1日～2月25日）。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00015.html

○外部有識者^{※2}の意見を踏まえ、以下のとおり、3つの案件を選定しましたのでお知らせします。

※2 入札契約改善推進事業選定・推進委員会（令和4年3月10日開催） 外部有識者委員（敬称略）

小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科特任教授
大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
古阪 秀三	立命館大学 OIC 総合研究機構グローバル MOT 研究センター客員教授

○支援案件については、今後は、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者を地方公共団体に派遣し、外部有識者の助言も得ながら支援を進めてまいります。

1. 今回選定された支援案件

地方公共団体	支援対象事業
北海道中富良野町	中富良野小・中学校改築事業、入札契約制度改善
新潟県柏崎市	用途廃止公共建築物解体事業
新潟県津南町	津南町立ひまわり保育園増築事業

2. 今後の予定

4月上旬	入札契約改善推進事業支援者の公募
5月中旬	入札契約改善推進事業支援者の選定
5月下旬～3月	入札契約改善推進事業の支援

<問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 林、小山
電話 03-5253-8111（内線 24726、24704）、夜間直通 03-5253-8278
FAX 03-5253-1553

入札契約適正化に係る相談窓口

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて
電話・メールで都度受付

電話（①のみ） TEL 03-5253-8278
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

（注）個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せを受付

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付

入札契約方式等相談フロー【詳細】

